

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和1年10月25日
【計算期間】	第4期(自平成30年8月2日至令和1年8月1日)
【ファンド名】	N Bマルチ戦略ファンド
【発行者名】	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松下 隆史
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	植松 克彦
【連絡場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【電話番号】	03-5405-0784
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

世界の株式、債券および各種派生商品（デリバティブ）等に実質的に投資を行い、複数の運用戦略を活用することで、株式や債券市場に左右されにくい米ドルベースでの安定的な収益の獲得を目指します。

株式、債券などの特定の市場等の動向に左右されにくい米ドルベースでの収益を追求することを目指すものであり、常に収益を得られるということではありません。当ファンドでは、実質的に外貨建資産に対して米ドル売り、円買いの為替取引を行うことで為替変動リスクの低減を目指しますが、為替変動による影響をすべて排除するものではありません。

###### ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

###### <商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
		不動産投信	
追加型	内外	その他資産 ( )	特殊型 (絶対収益追求型)
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

###### 商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合...目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

###### 特殊型（絶対収益追求型）

...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。絶対収益追求型とは、目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

###### <属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
--------	------	--------	------	-------	-----

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)			
	年2回				ブル・ベア型
	年4回	日本			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	北米	ファミリー ファンド	あり (部分ヘッジ)	条件付運用型
	年12回 (毎月)	欧州			
	年12回 (毎月)	アジア			絶対収益追求 型
	日々	オセアニア			
不動産投信	日々	中南米			
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券、 その他資産(デリバティブ))、 資産配分変更型))	その他 ( )	アフリカ	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	その他 ( )
		中近東 (中東)			
		エマージング			
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券、その他資産(デリバティブ))、資産配分変更型))

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に複数資産(株式、債券、その他資産(デリバティブ))を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル(日本を含む)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

## ファンドの特色

1

世界の株式、債券および各種派生商品（デリバティブ）等に実質的に投資を行い、複数の運用戦略を活用することで、株式や債券市場に左右されにくい米ドルベースでの安定的な収益の獲得を目指します。

■主にアイルランド籍円建て外国投資証券[ニューバーガー・パーマン・アブソリュート・リターン・マルチ・ストラテジー・ファンド JPY D ディストリビューティング・クラス]（以下「ARMS」といいます。）に投資します（投資対象のクラスは将来変更になる場合があります。）。また、親投資信託「マネー・マネジメント・マザーファンド」にも投資します。

■ARMSでは、複数の運用会社を選定し、当該運用会社が独自の運用手法により、株式、債券および各種派生商品（デリバティブ）等へ投資を行います。運用戦略への配分や運用会社およびその配分は、投資環境や運用実績などに応じて見直されます。

■「マネー・マネジメント・マザーファンド」は、国内籍の親投資信託で、円建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とし安定した収益の確保を図ることを目的として、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社が運用を行います。

## &lt; ARMSにおける運用戦略の概要 &gt;

戦略名	戦略の概要
イベント・ドリブン戦略	事業売却、吸収合併、増資、株式の分割・併合などといった幅広い企業活動を収益機会とする戦略です。企業活動による株価への影響を分析し、上昇が見込まれる銘柄を買い建て、下落が見込まれる銘柄を売り建てすることで収益を追求します。
合併アービトラージ戦略	企業の合併／買収案件を分析し、実行される確率、実行された場合の株価への影響などを予測し、買収する企業と買収対象企業の株式を売買する戦略です。一般的には、上昇を狙って買収対象企業の株式を買い建て、下落を見込んで買収する企業の株式を売り建てて案件が実行されたタイミングで利益確定を行います。
株式リストラクチャリング戦略	事業の成長率が低下し、経営陣交代などを通じて新たな収益性の向上を図っている企業の株式を対象とした戦略です。例えば、欧米では経営陣交代の際、チーム全体が他の企業へ転籍する傾向があり、当戦略ではチームの過去の実績を分析し、転籍後の株価への影響を予測します。中長期的に上昇が見込まれる銘柄を買い建て、下落が見込まれる銘柄を売り建てて収益を追求します。
株式ロング・ショート戦略	マクロ経済と個別セクターの見通し、個別企業の業績、株式市場などを分析し、銘柄選定を行う戦略です。株価の上昇が見込まれる銘柄を買い建て、下落が見込まれる銘柄を売り建てて収益を追求します。なお、当戦略ではリスク低減を目的としたヘッジ(空売り・オプション取引)を活用する場合もあります。
クレジット戦略	個別企業の債券、ローン、優先株などを対象とする戦略です。詳細な分析を行い、特に価格が下落した要因は一時的なものだと判断した証券に投資し、クーポン、元本の償還、価格上昇による収益を追求します。
資産担保付証券戦略	主に米国の住宅ローンを担保にした証券を対象とする戦略です。個別証券の詳細な分析を通じて収益性を予測し、銘柄選定を行います。利子、元本の償還が主な収益の源泉となります。
グローバル・マクロ戦略	マクロ経済、個別地域・国の動向などに関する見通しを策定し、債券、金利、為替などの価格変動見込みを基に投資を行う戦略です。柔軟性が高く、幅広い収益機会にアクセスできる点が特徴です。
CTA戦略	高度なシステムを用いて大量な価格データを分析し、主にコモディティや通貨の価格が上昇傾向・下落傾向にあるかを判断する戦略です。価格が上昇局面にあるものを買い建て、下落局面にあるものを売り建てて、トレンドが継続する期間における価格変動幅を収益の源泉とします。

※上記の運用戦略では、主に買建て・売建てのポジションを構築し、投資収益を追求します。また、ポジションの構築にあたっては、デリバティブ取引(先物・スワップなど)なども活用します。買建て額、ならびに買建て額と売建て額のそれぞれの絶対値の合計額が、当該外国投資証券の純資産総額を上回る金額となる場合があります。

※上記の戦略すべてを選定するものではありません。また、上記以外の戦略を選定する場合もあります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2

実質組入外貨建資産については、原則として米ドル売り、円買いの為替取引を行うことで、為替変動リスクの低減を目指します。

3

年1回の決算日に、原則として分配を行います。

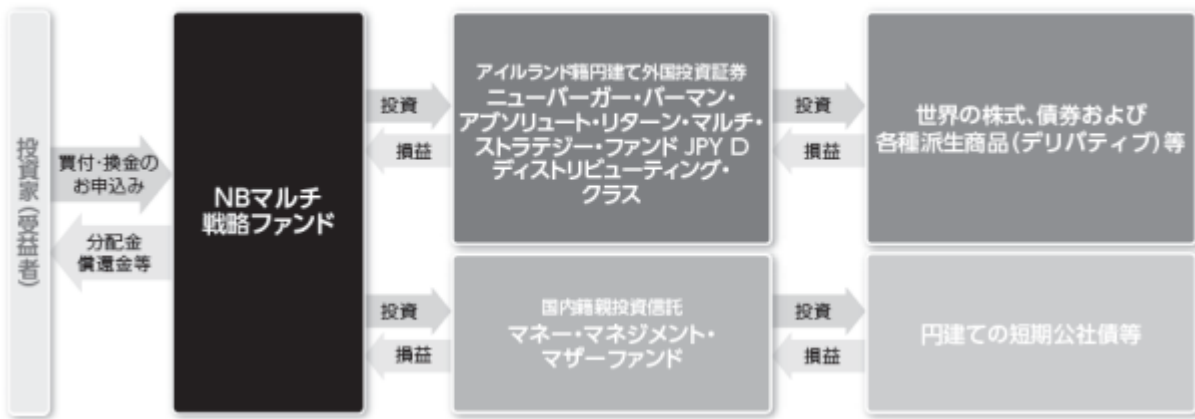
■決算日は、毎年8月1日(休業日の場合は翌営業日)とします。

■分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。

■分配金は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。

■将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## ファンドの仕組み



※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### 信託金の限度額

信託金の限度額は、1,000億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

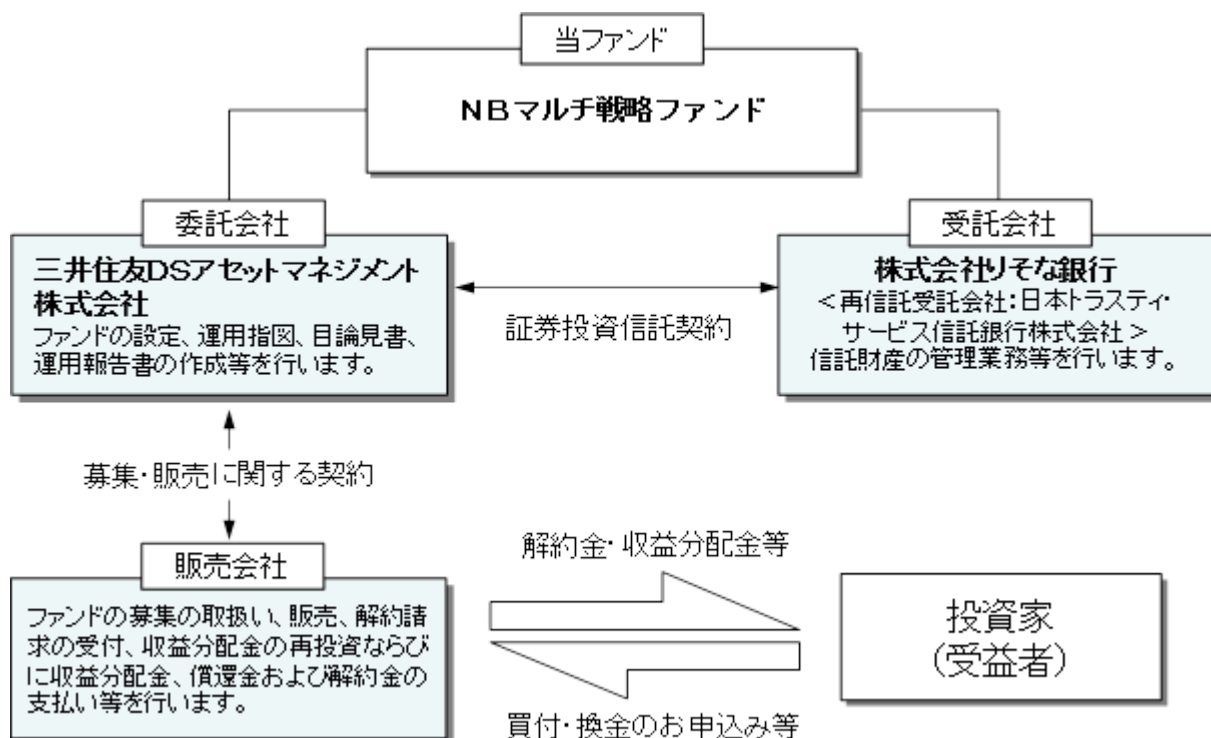
### (2)【ファンドの沿革】

2016年2月17日 信託契約締結

2016年2月17日 当ファンドの設定・運用開始

2019年4月1日 ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友D Sアセットマネジメント株式会社へ承継

### (3)【ファンドの仕組み】



### 委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

関係法人	契約等の概要
------	--------

受託会社	ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。
販売会社	販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結しています。

### 委託会社等の概況

- ・ 資本金の額 20億円 (2019年8月末現在)
- ・ 会社の沿革
  - 1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立
  - 1987年2月20日 証券投資顧問業の登録
  - 1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可
  - 1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
  - 1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
  - 2000年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得
  - 2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
  - 2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
  - 2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネジメント株式会社に商号変更

### ・ 大株主の状況 (2019年8月末現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

主に別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。なお、親投資信託であるマネー・マネジメント・マザーファンドへも投資を行います。

「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託および投資法人(外国のものも含む)の受益証券または投資証券(振替受益権または振替投資口を含む)をいいます。

アイルランド籍円建て外国投資証券

Neuberger Berman Absolute Return Multi Strategy Fund JPY D Distributing Class

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (2)【投資対象】

### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

### 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として信託約款に定める投資信託証券および三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結された親投資信託「マネー・マネジメント・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
  2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
  3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
  4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- なお、3の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、4および5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

### その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

### 当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要は以下の通りです。

投資信託証券の概要は、2019年8月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

<ニューバーガー・バーマン・アブソリュート・リターン・マルチ・ストラテジー・ファンド JPY D ディストリビューティング・クラスの概要>

ファンド名	Neuberger Berman Absolute Return Multi Strategy Fund JPY D Distributing Class
基本的性格	アイルランド籍 / 外国投資証券 / 円建て

運用目的	複数の投資戦略から構成されるポートフォリオを構築し、絶対収益の獲得を目標としてファンドの元本の成長を追求します。
主要投資対象	<p>1. 複数の選定先運用会社を通じて主として世界各国の市場において上場または取引される以下の証券に投資します：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界各国のあらゆる株式等（普通株式、優先株式、新株予約権等、預託証券、REIT、ETF、パートナーシップ持分等も含む。）</li> <li>・世界各国の政府、政府機関および民間の企業が発行する債券および貸付債権等（債券、転換社債、債務証券、ノートならびに流動性を有する仕組債および約束手形などが含まれます。また、投資適格債、ハイイールド債および格付けの付与されていない証券等にも投資する場合があります。）</li> <li>・OECD加盟国の非政府の発行体が発行する、利子および元本の支払いが政府機関または非政府機関の住宅用モーゲージおよび商業用モーゲージ、クレジットカード債権等に基づくパス・スルー証券、不動産担保証券、POおよびIO等を含む資産担保証券</li> <li>・銀行預金、固定・変動金利証券（コマーシャル・ペーパーを含みます。）、固定・変動金利ノート、銀行引受手形、譲渡性預金、短期ソブリン債・社債、現金および現金等価物等の短期金融商品</li> <li>・当ファンドの規制当局であるアイルランド中央銀行による制約に従い、ヘッジ目的および資産の効率的な運用等を目的として、主として外国市場においてデリバティブ取引を行う場合があります。その場合においては、スワップ取引、先物、オプション、為替予約および新株予約権（ワラント）等の取引が含まれ、コモディティ指数を参照するものを含みます。</li> <li>・ストラクチャード・ノート、コモディティ指数リンクノート、コモディティに関連する企業の普通・優先株式および転換社債等の仕組債に投資を行う場合があります。</li> </ul>
投資方針	<p>1. 当ファンドは、特定のセクターなどに制限されない様々な投資戦略をグローバルに行う複数の選定先運用会社に資産を配分します。投資運用会社および副投資運用会社は、選定先運用会社の選定、資産配分額等を決定します。投資運用会社および副投資運用会社は、選定先運用会社への配分を通じ、当ファンドを一体として構築した場合における魅力的なりリスク調整後リターンを追求します。</p> <p>2. ポートフォリオ全体に各マネージャーが占める割合は、投資スタイル、過去のパフォーマンス、保有銘柄などを対象とした、定量・定性面上の分析を基に決定されます。運用は主に以下の投資戦略を用いて行われます：</p> <p>株式ロング・ショート、イベント・ドリブン、資本構成アービトラージ、クレジット・ロング・ショート、資産担保証券、マネージド・フューチャーズ（CTA）、グローバル・マクロ、株式マーケット・ニュートラルなど。</p> <p>ただし、選定先運用会社および組入れ戦略は随時見直され、予告なく変更されることがあります。</p> <p>3. 当ファンドのポートフォリオの構築に当たっては、原則として米国市場または他のOECD加盟国を中心とした地域に投資を行うものとしますが、新興国市場の発行体および銘柄にも投資を行う場合があります。</p> <p>4. 原則として、当クラスにかかる資産に対して米ドルの売りと円買いの為替取引を行います。</p> <p>大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等および信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。</p>



主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単一の企業の発行する証券への投資割合は、原則として当ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。</li> <li>・単一の選定先運用会社への投資割合は、原則として当ファンドの純資産総額の25%を超えないものとします。</li> <li>・単一の戦略への投資割合は、原則として当ファンドの純資産総額の50%を超えないものとします。</li> <li>・当ファンドの純資産総額の10%を超えて借入は行わないものとします。</li> <li>・デリバティブの活用はヘッジ目的に限定しません。</li> <li>・有価証券の空売りは行わないものとします。</li> </ul>
収益の分配	原則として3ヵ月毎に行います。
申込手数料	ありません。
管理報酬 その他費用	<p>運用報酬（投資運用会社および副投資運用会社）：年率0.75%</p> <p>上記の他、選定先運用会社への報酬（平均で年率1.0%程度。ただし、選定先運用会社やその配分比率などは随時見直されるため、変わることがあります。成功報酬はありません。）、保管会社、管理事務代行会社、受益者サービス代行会社、名義書換事務代行会社への報酬、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査にかかる費用、ファンドの設立にかかる費用、現地での登録料、法律顧問費用、名義書換事務代行費用、組入有価証券の保管に関する費用、借入金や立替金に関する利息、ファンドの運用報告書等の印刷および配布等に関する費用等はファンドの信託財産から負担されます。</p> <p>上記の報酬等は将来変更される場合があります。</p>
主な関係法人	<p>投資運用会社：ニューバーガー・バーマン・ヨーロッパ・リミテッド</p> <p>副投資運用会社：ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLC</p>

上記の内容は、今後変更になる場合があります。

### 〈投資ユニバースと運用プロセスの概要〉



※運用プロセスは今後変更される場合があります。

### 〈ニューバーガー・バーマン・グループの概要〉

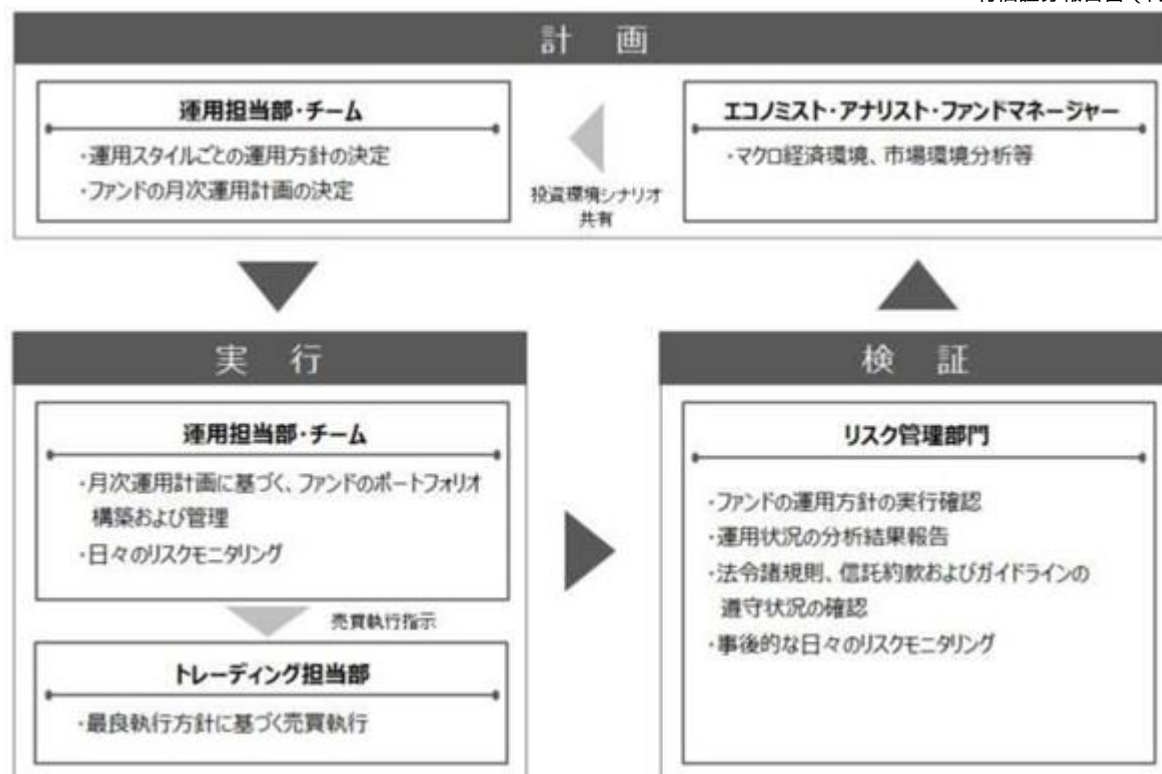
ニューバーガー・バーマン・グループは、1939年に米国で設立された独立系投資運用会社です。伝統的資産からオルタナティブ資産まで、フルラインナップの商品を世界中の機関投資家、富裕層のお客様へご提供しています。

## &lt;マネー・マネジメント・マザーファンドの概要&gt;

ファンド名	マネー・マネジメント・マザーファンド
投資信託委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	株式会社りそな銀行 (日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
基本的性格	親投資信託
運用基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
ベンチマーク	-
主要投資対象	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。
投資態度	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資は行いません。 外貨建資産への投資は行いません。 デリバティブ取引（有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引をいいます。）の利用はヘッジ目的に限定しません。
設定日	2013年6月3日
信託期間	無期限
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支弁します（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	-
その他	-

## (3)【運用体制】

## ファンドの運用体制



\* リスク管理部門の人員数は、約50名です。

\* 他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、投資対象としての適格性を定期的に判断します。

\* ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

#### （４）【分配方針】

毎決算時（毎年８月１日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- イ．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払いは、次の方法により行います。

イ．収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

ロ．前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、信託約款に定める各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

ハ．上記イ．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

## (5)【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

信託約款に定める投資制限

イ．主な投資制限

(イ)投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

(ロ)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

(ハ)外貨建資産への直接投資は行いません。

ロ．公社債の借入れの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ハ．信用リスク集中回避のための投資制限

(イ)同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ)一般社団法人投資信託協会の規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニ．資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を

目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### ホ. 受託会社による資金の立替え

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### 法令による投資制限

##### デリバティブ取引等に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### <当ファンドの有するリスク>

当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的に値動きのある株式、債券などの有価証券および各種派生商品(デリバティブ)等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。当ファンドの投資目的は確実に達成されるものではなく、元本および元本からの収益を確保する保証はありません。投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容とリスクを十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしくお願いいたします。

#### <基準価額の変動要因>

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

#### (1) 当ファンドで採用される運用戦略に関するリスク

投資対象の外国投資信託証券においては、複数の運用会社が選定され、当該選定先運用会社が独自の運用手法によって株式、債券等の有価証券および各種派生商品(デリバティブ)等へ投資を行います。

デリバティブ取引は、取引の相手方(カウンターパーティ)の倒産などにより、当初の契約通りの取引を実行できずに損失を被る可能性や、種類によっては原資産の価格変動以上に価格が変動する可能性、取引を決済する場合に理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなる可能性や反対売買そのものができなくなる可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

運用戦略によっては、世界各国のデリバティブ取引や為替予約取引等を用いて買建て、売建てのポジションが構築されることがあります。買建ての対象が下落した場合、または売建ての対象が上昇した場合には損失を被り、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、買建て額、ならびに買建て額と売建て額のそれぞれの絶対値の合計額が投資対象の外国投資信託証券の純資産総額を上回る金額となる場合があり、現物有価証券に投資する場合と比較して評価額が大幅に変動する可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

選定先運用会社は、個々に与えられた運用戦略に基づき、独立的に運用を行います。したがって、ある選定先運用会社で売却した有価証券を別の選定先運用会社で同時期に買い付けることがあります。その場合、投資対象の外国投資信託証券で負担する売買コストが増加する要因となります。

運用戦略によっては、特定の産業、市場および国へ集中的に投資する場合があります。その場合、企業業績、信用状況、財務状況等の悪化や債務不履行などにより多大な損失を被る可能性があります。

選定先運用会社のパフォーマンスは、運用者の運用能力に大きく依存する場合があります。市場の動向にかかわらず損失が発生する可能性があります。

#### (2) 流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

#### (3) 株価変動に伴うリスク

株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

#### (4) 金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

##### デュレーションについて

デュレーションとは、「投資元本の平均的な回収期間」を表す指標で、単位は「年」で表示されます。また、「金利の変動に対する債券価格の変動性」の指標としても利用され、一般的にこの値が長い(大きい)ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

#### (5) 為替リスク

当ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託証券において、実質的な通貨配分にかかわらず、外貨建資産に対して米ドル売り、円買いの為替取引を行います。そのため、米ドルと米ドル以外の通貨との為替変動による影響を受けます。

また、円金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと円との金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。ただし、需給要因等によっては金利差相当分以上のコストとなる場合があります。

## (6)信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元金金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。当ファンドでは、低格付けの債券へも投資する場合がありますが、低格付けの債券は、一般的に高格付けの債券と比べて高い利回りを享受できる一方で、発行体からの元金金支払いの遅延または不履行（デフォルト）となるリスクが高いとされます。

また、投資対象となる債券等の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の債券価格は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

## (7)カントリーリスク

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

新興国は、先進国と比べて経済状況が脆弱であるとされ、政治・経済および社会情勢が著しく変化する可能性があります。想定される変化としては、次のようなものがあります。

- ・政治体制の変化
- ・社会不安の高まり
- ・他国との外交関係の悪化
- ・海外からの投資に対する規制
- ・海外との資金移動の規制

さらに、新興国は、先進国と比べて法制度やインフラが未発達で、情報開示の制度や習慣等が異なる場合があります。この結果、投資家の権利が迅速かつ公正に実現されず、投資資金の回収が困難になる場合や投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない可能性があります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

## (8)その他のリスク

当ファンドが投資対象とする外国投資信託証券で、当ファンドや当該外国投資信託証券を投資対象とする他のファンドで追加設定・解約等に伴う資金移動が発生し、当該外国投資信託証券において売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

### <その他の留意点>

#### (1)分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### (2)繰上償還について

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、繰上償還されます。

また、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合、および当ファンドの目的に合った運用を継続することができない事態となった場合等には、繰上償還されることがあります。

### (3) 取得申込・換金請求の受付に関する留意点

取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込・換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込・換金請求の受付を取消すことがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

### (4) クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

### (5) 法令・税制・会計等の変更可能性について

法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

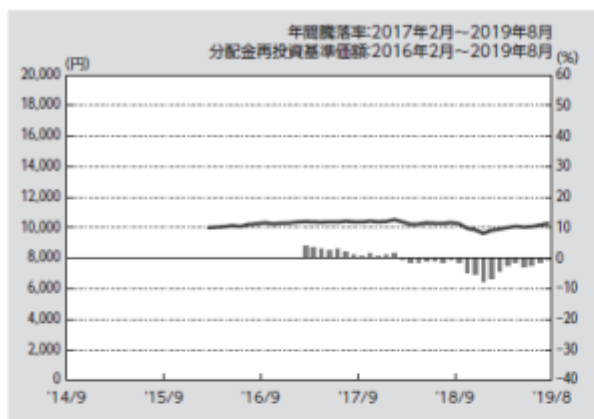
### < リスクの管理体制 >

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

### < 参考情報 >



## ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

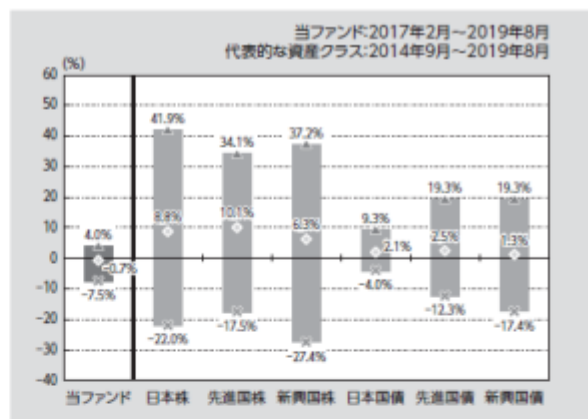


■ 年間騰落率(右目盛) — 分配金再投資基準価額(左目盛)

※年間騰落率は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額とは異なる場合があります。

## 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



◇ 平均値 ▲ 最大値 × 最小値

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(注)上記グラフにおいて、当ファンドと代表的な資産クラスのデータの期間が異なりますので、ご注意ください。

## &lt;各資産クラスの指数について&gt;

資産クラス	指数名	権利者
日本株	TOPIX(配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注)上記指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は、各権利者に帰属します。各権利者は、当ファンドの運用に関して一切の責任を負いません。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

ありません。

## (2)【換金(解約)手数料】

ありません。

## (3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.77%(税抜0.70%)を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間での配分は以下の表のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.375%(税抜)	年率0.30%(税抜)	年率0.025%(税抜)

当ファンドが投資対象とする外国投資証券では、運用報酬が年率0.75%かかりますので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は年率1.52%(税込)程度です。

上記の他、選定先運用会社への報酬(平均で年率1.0%程度。ただし、選定先運用会社やその配分比率などは随時見直されるため、変わることがあります。成功報酬はありません。)、保管会社、管理

事務代行会社、受益者サービス代行会社、名義書換事務代行会社への報酬、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査にかかる費用、ファンドの設立にかかる費用、現地での登録料、法律顧問費用、名義書換事務代行費用、組入有価証券の保管に関する費用、借入金や立替金に関する利息、ファンドの運用報告書等の印刷および配布等に関する費用等は当ファンドが投資対象とする外国投資証券が負担します。

上記の報酬等は今後変更になる場合があります。

マネー・マネジメント・マザーファンドにおいては、信託報酬は収受されません。

上記の委託会社、販売会社および受託会社との間の信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します(税額は、税法改正時には変更となります)。

信託報酬の販売会社への配分は、委託会社が一旦信託財産から収受した後、各販売会社毎の取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

#### (4)【その他の手数料等】

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、コール取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

有価証券の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用などについては、取引または請求のつど、信託財産で負担することになります。これらの費用および当ファンドが投資対象とする投資信託証券およびマザーファンドにおける信託財産で間接的にご負担いただく費用は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を具体的に記載しておりません。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率0.01045%(税抜0.0095%)以内の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

信託財産留保額はありませぬ。

#### (5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

・収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。

す。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税(当ファンドは、配当控除の適用がありません。)を選択することができます。

・解約時および償還時の課税

譲渡益(解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。)については、譲渡所得として20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

所得税については、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

<損益通算について>

解約時および償還時の譲渡損失(または譲渡益)については、上場株式等の譲渡益(または譲渡損失)との相殺が可能です。当該相殺後の譲渡損失については、確定申告により、上場株式等の配当所得等(配当所得については申告分離課税を選択したものに限り)との損益通算が可能です。

また、源泉徴収選択口座内においても、解約時および償還時の譲渡損失(または譲渡益)については、上場株式等の譲渡益(または譲渡損失)と相殺され、当該相殺後の譲渡損失については、上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。

上場株式等には、取引所に上場されている株式等、公募株式等証券投資信託、公募公社債投資信託および特定公社債が含まれます。

<少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」について>

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得等や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」もあります。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。

所得税については、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

<益金不算入制度について>

当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

(参考)

<個別元本について>

- ・追加型証券投資信託を保有する受益者毎の取得元本が個別元本にあたります。
- ・受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取型」と「分配金自動再投資型」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照)。

#### <収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

- \* 2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- \* 上記の内容は2019年8月末現在のものですので、税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。
- \* 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### NBマルチ戦略ファンド

#### (1)【投資状況】

(2019年8月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (マネー・マネジメント・マザーファンド)	日本	9,978	0.01%
投資証券	アイルランド	116,351,183	97.53%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		2,931,682	2.46%
純資産総額		119,292,843	100.00%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### (2)【投資資産】

##### 【投資有価証券の主要銘柄】

(2019年8月末現在)

##### イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	Neuberger Berman Absolute Return Multi Strategy Fund JPY D Distributing Class アイルランド	投資証券 -	121,638.823	944.910 114,938,228	956.530 116,351,183	- -	97.53%
2	マネー・マネジメント・マザー ファンド 日本	親投資信託受益 証券 -	9,989	0.9987 9,977	0.9989 9,978	- -	0.01%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資証券	97.53%
親投資信託受益証券	0.01%
合計	97.54%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

#### ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### 【投資不動産物件】

(2019年8月末現在)

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

(2019年8月末現在)

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （2016年2月17日）	10	-	1.0000	-
第1計算期間末 （2016年8月1日）	180	-	1.0223	-
第2計算期間末 （2017年8月1日）	289	-	1.0416	-
第3計算期間末 （2018年8月1日）	194	-	1.0278	-
2018年8月末日	195	-	1.0337	-
2018年9月末日	189	-	1.0256	-
2018年10月末日	173	-	0.9965	-
2018年11月末日	153	-	0.9866	-
2018年12月末日	149	-	0.9634	-
2019年1月末日	155	-	0.9832	-
2019年2月末日	157	-	0.9918	-
2019年3月末日	106	-	1.0011	-
2019年4月末日	107	-	1.0097	-
2019年5月末日	109	-	1.0045	-
2019年6月末日	109	-	1.0073	-
2019年7月末日	117	-	1.0167	-
第4計算期間末 （2019年8月1日）	117	-	1.0169	-
2019年8月末日	119	-	1.0285	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てて表記しております。

## 【分配の推移】

該当事項はありません。

## 【収益率の推移】

期間	収益率
第1期（2016年2月17日～2016年8月1日）	2.2%
第2期（2016年8月2日～2017年8月1日）	1.9%
第3期（2017年8月2日～2018年8月1日）	1.3%
第4期（2018年8月2日～2019年8月1日）	1.1%

(注) 収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配落基準価額) ÷ 前計算期末分配落基準価額 × 100

## (4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第1期（2016年2月17日～2016年8月1日）	201,453,777	24,744,275
第2期（2016年8月2日～2017年8月1日）	287,295,499	186,390,110
第3期（2017年8月2日～2018年8月1日）	59,277,933	147,813,565
第4期（2018年8月2日～2019年8月1日）	25,222,490	98,650,648

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(参考) マザーファンドの運用状況

マネー・マネジメント・マザーファンド

## (1) 投資状況

(2019年8月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
特殊債券	日本	28,093,730	75.38%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		9,175,942	24.62%
純資産総額		37,269,672	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## (2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2019年8月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
-------------	----------	-----------------	------------------	------------------	---------------	----------

1	30 政保日本政策 日本	特殊債券 -	10,000,000	100.17 10,017,000	100.19 10,019,620	0.1940 2020/03/18	26.88%
2	91 政保道路機構 日本	特殊債券 -	8,000,000	100.34 8,027,712	100.21 8,017,240	1.2000 2019/10/31	21.51%
3	100 政保道路機構 日本	特殊債券 -	5,000,000	100.90 5,045,270	100.77 5,038,645	1.4000 2020/02/28	13.52%
4	93 政保道路機構 日本	特殊債券 -	5,000,000	100.51 5,025,790	100.36 5,018,225	1.4000 2019/11/29	13.46%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
特殊債券	75.38%
合計	75.38%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

(2019年8月末現在)

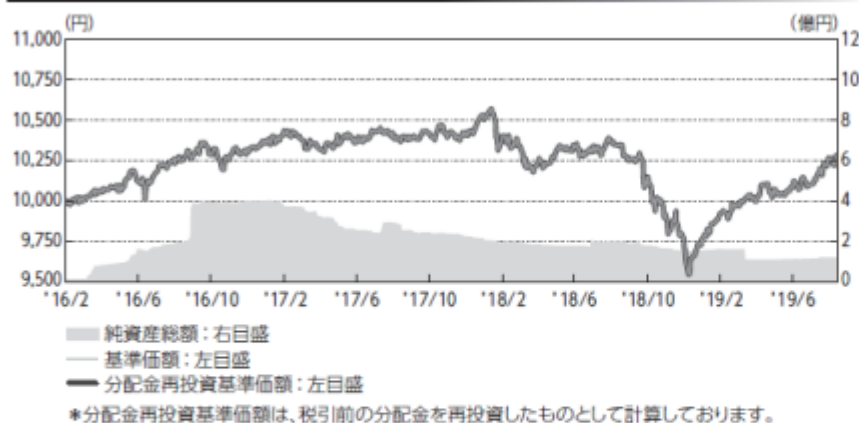
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(2019年8月末現在)

該当事項はありません。

(参考情報)

**基準価額・純資産の推移** (設定日～2019年8月30日)

2019年8月30日現在

**分配の推移**

2019年 8月	0円
2018年 8月	0円
2017年 8月	0円
2016年 8月	0円
設定来累計	0円

\*分配金は1万口当たり、税引前

**主要な資産の状況**

投資銘柄	投資比率
Neuberger Berman Absolute Return Multi Strategy Fund JPY D Distributing Class	97.5%
マネー・マネジメント・マザーファンド	0.0%

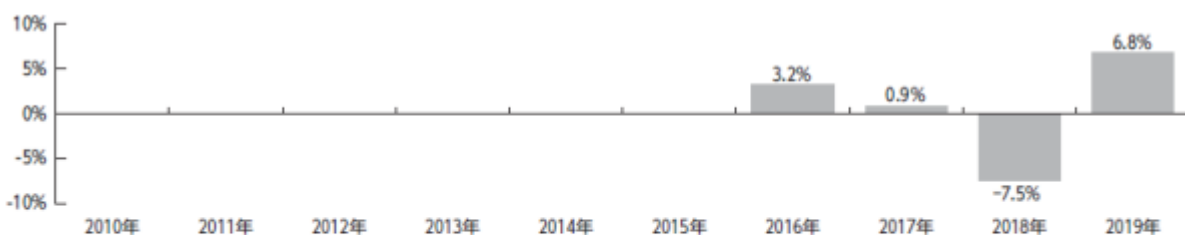
\*投資比率は全て純資産総額対比

## ■ 参考情報

ニューバーガー・バーマン・アブソリュート・リターン・マルチ・ストラテジー・ファンド  
運用戦略別配分

運用戦略	配分比率
イベント・ドリブン戦略	6.8%
合併アービトラージ戦略	21.3%
株式リストラクチャリング戦略	0.0%
株式ロング・ショート戦略	22.8%
クレジット戦略	0.0%
資産担保付証券戦略	19.8%
グローバル・マクロ戦略	9.3%
CTA戦略	11.8%

\*比率はニューバーガー・バーマン・アブソリュート・リターン・マルチ・ストラテジー・ファンドにおける純資産総額対比

**年間収益率の推移**

\*ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、2016年は当初設定日(2016年2月17日)から年末までの収益率、2019年は8月末までの収益率です。

\*ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

\*ファンドには、ベンチマークはありません。

- ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

**第2【管理及び運営】****1【申込（販売）手続等】**

- (1) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日にお申込みいただけます。ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休

業日と同日の場合には、取得のお申込みを受付けないものとします。お申込みの受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日以降で、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことがあります。

- (2) 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初1口=1円)とします。申込手数料はありません。当ファンドの申込単位は、1口または1円の整数倍で販売会社毎に定めた単位です。
- (3) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において、取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行うものとします。お申込みの方法には、収益の分配がなされた場合に分配金を受取ることができる「分配金受取型」と、税引後の分配金を自動的に無手数料で再投資する「分配金自動再投資型」があり、「分配金自動再投資型」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で累積投資約款に従って分配金再投資に関する契約を締結します。ただし、販売会社によってはどちらか一方のコースのみの取扱いの場合があります。
- \* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
- (4) 定時定額で購入する「定時定額購入サービス」(販売会社によっては、名称が異なる場合があります。)を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

(注) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

## 2【換金(解約)手続き等】

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日の場合には、解約請求を受付けないものとします。解約の受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は、翌営業日以降でニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。解約請求の受付が中止された場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

### <解約請求による換金手続き>

解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額です。

(解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。)

解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。



(解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。)

解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して6営業日目から販売会社の申込場所  
所で支払われます。

解約にかかる手数料：ありません。

(注) 当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主要投資対象の評価方法>

有価証券等	評価方法
投資信託証券 (外国籍)	原則として、基準価額計算日に知り得る直近の純資産額(上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場)で評価します。

基準価額は、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。原則として委託会社の各営業日に計算され、翌日の日本経済新聞に掲載されます。また、お申込みの各販売会社または下記の照会先まで問い合わせることにより知ることができます。

照会先の名称	電話番号	ホームページ
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a>

お問い合わせは、午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日(2016年2月17日)から2021年8月2日まで(約5年半)とします。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときには、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

ただし、後記「(5)その他 信託契約の解約」の規定により、信託契約を解約し、この信託を終了させることがあります。

#### (4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年8月2日から翌年8月1日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下、「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(注) 計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

#### (5)【その他】

信託契約の解約

- イ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ロ．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ハ．委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ニ．委託会社は、前イ．および前ロ．の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。 )を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ホ．前ニ．の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。 )は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ヘ．前ニ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ト．前ニ．から前ヘ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび前ハ．の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前ニ．から前ヘ．までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

#### 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更等の規定にしたがいます。

#### 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款の変更等に規定する書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

#### 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更等

- イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」

をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ロ. 委託会社は、前イ.の事項(前イ.の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前イ.の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- ハ. 前ロ.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ. 前ロ.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ホ. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ヘ. 前ロ.から前ホ.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト. 前イ.から前ヘ.の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

## 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

## 運用にかかる報告等開示方法

- イ. 委託会社は、決算日から3ヵ月以内に有価証券報告書を、半期該当日から3ヵ月以内に半期報告書を提出します。
- ロ. 委託会社は、決算時および償還時に運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書)および交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める書面)を作成します。
- ハ. 委託会社は、交付運用報告書を販売会社を通じて受益者へ交付します。また、委託会社は、運用報告書(全体版)を委託会社のホームページに掲載します。
- ニ. 前ハ.にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

## 委託会社と関係法人との契約の変更

### <募集・販売契約>

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

#### 4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

##### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

##### (2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

償還金の支払いは、原則として償還日から起算して5営業日までに開始します。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

##### (3) 受益権の換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金(解約)手続等」をご参照ください。

##### (4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(平成30年8月2日から令和1年8月1日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

NBマルチ戦略ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第3期 平成30年8月1日現在	第4期 令和1年8月1日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	5,930,352	8,309,705
投資証券	189,109,616	114,093,003
親投資信託受益証券	9,983	9,977
流動資産合計	195,049,951	122,412,685
資産合計	195,049,951	122,412,685
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	-	4,323,235
未払受託者報酬	24,587	16,535
未払委託者報酬	665,027	447,641
その他未払費用	21,728	15,038
流動負債合計	711,342	4,802,449
負債合計	711,342	4,802,449
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	189,079,259	115,651,101
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	5,259,350	1,959,135
(分配準備積立金)	2,387,926	1,227,162
元本等合計	194,338,609	117,610,236
純資産合計	194,338,609	117,610,236
負債純資産合計	195,049,951	122,412,685

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 3 期		第 4 期	
	自 至	平成29年 8 月 2 日 平成30年 8 月 1 日	自 至	平成30年 8 月 2 日 令和 1 年 8 月 1 日
<b>営業収益</b>				
受取利息		96		51
有価証券売買等損益		1,048,241		1,865,730
営業収益合計		1,048,145		1,865,679
<b>営業費用</b>				
支払利息		5,349		3,910
受託者報酬		57,292		39,834
委託者報酬		1,549,281		1,078,167
その他費用		22,138		15,975
営業費用合計		1,634,060		1,137,886
<b>営業利益又は営業損失（ ）</b>		2,682,205		3,003,565
<b>経常利益又は経常損失（ ）</b>		2,682,205		3,003,565
<b>当期純利益又は当期純損失（ ）</b>		2,682,205		3,003,565
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		486,888		2,096,477
<b>期首剰余金又は期首欠損金（ ）</b>		11,548,525		5,259,350
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,018,440		241,786
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		2,018,440		241,786
剰余金減少額又は欠損金増加額		6,112,298		2,634,913
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		6,112,298		2,634,913
<b>分配金</b>		-		-
<b>期末剰余金又は期末欠損金（ ）</b>		5,259,350		1,959,135

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第4期	
	自 平成30年8月2日 至 令和1年8月1日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。  また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第3期	第4期
	平成30年8月1日現在	令和1年8月1日現在
1. 元本状況		
期首元本額	277,614,891円	189,079,259円
期中追加設定元本額	59,277,933円	25,222,490円
期中一部解約元本額	147,813,565円	98,650,648円
2. 受益権の総数	189,079,259口	115,651,101口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第3期	第4期
	自 平成29年8月2日 至 平成30年8月1日	自 平成30年8月2日 至 令和1年8月1日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第4期	
	自 平成30年8月2日 至 令和1年8月1日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>	



4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	--

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期 令和1年8月1日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

## 第3期(平成30年8月1日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	6
投資証券	988,498
合計	988,504

## 第4期(令和1年8月1日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	6
投資証券	42,176
合計	42,170

## (デリバティブ取引等関係に関する注記)

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## 第3期(平成30年8月1日現在)

該当事項はありません。

## 第4期(令和1年8月1日現在)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

## 第4期(自平成30年8月2日至令和1年8月1日)

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

## (1口当たり情報)

第3期 平成30年8月1日現在	第4期 令和1年8月1日現在
1口当たり純資産額 1.0278円 「1口 = 1円(10,000口 = 10,278円)」	1口当たり純資産額 1.0169円 「1口 = 1円(10,000口 = 10,169円)」

## (4)【附属明細表】

## 有価証券明細表

## &lt;株式以外の有価証券&gt;

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資証券	Neuberger Berman Absolute Return Multi Strategy Fund JPY D Distributing Class	120,748.670	114,093,003	
	親投資信託受益証券	マネー・マネジメント・マザーファンド	9,989	9,977	
	合計	2銘柄	130,737.670	114,102,980	

## &lt;参考&gt;

当ファンドは、「マネー・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## マネー・マネジメント・マザーファンド

### (1) 貸借対照表

区分	平成30年8月1日現在 金額(円)	令和1年8月1日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	18,102,600	9,224,982
特殊債券	35,182,780	28,110,845
未収利息	15,240	7,846
前払費用	-	1,700
流動資産合計	53,300,620	37,345,373
資産合計	53,300,620	37,345,373
負債の部		
流動負債		
未払金	4,057,840	-
未払解約金	5,000	-
その他未払費用	169	154
流動負債合計	4,063,009	154
負債合計	4,063,009	154
純資産の部		
元本等		
元本	49,264,829	37,388,890
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	27,218	43,671
元本等合計	49,237,611	37,345,219
純資産合計	49,237,611	37,345,219
負債純資産合計	53,300,620	37,345,373

### (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成30年8月2日 至 令和1年8月1日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>特殊債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く)又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

項目	平成30年8月1日現在	令和1年8月1日現在
1. 元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	49,447,657円	49,264,829円
期中追加設定元本額	1,227,203円	1,021,000円
期中一部解約元本額	1,410,031円	12,896,939円
元本の内訳		
北米シェール関連株ファンド	7,581,704円	-
タフ・アメリカ（マネーボールファンド）	7,852,019円	6,301,665円
米国小型株ツイン（毎月分配型）	552,681円	552,681円
米国小型株ツイン（資産成長型）	71,698円	71,698円
日本株アルファ・カルテット（毎月分配型）	1,998,801円	1,998,801円
欧州株ツイン（毎月分配型）	13,111円	-
欧州株ツイン（資産成長型）	96円	-
NBマルチ・ストラテジー・ファンド（ダイワSMA専用）	2,699,766円	-
NBハイクオリティ・マネジャーズ・ファンド（部分為替ヘッジあり）- 予想分配金提示型 -	20,915円	-
NBハイクオリティ・マネジャーズ・ファンド（為替ヘッジなし）- 予想分配金提示型 -	9,993円	-
米国リバーサル戦略ツイン ネオ（毎月分配型）	26,385,980円	26,385,980円
米国リート厳選ファンド（毎月決算型）	249,776円	249,776円
米国リート厳選ファンド（資産成長型）	249,776円	249,776円
米国株アルファ・カルテット（毎月分配型）	799,281円	799,281円
米国株厳選ファンド・米ドルコース	9,992円	9,992円
米国株厳選ファンド・ブラジルリアルコース	9,992円	9,992円
米国株厳選ファンド・豪ドルコース	9,992円	9,992円
米国株厳選ファンド・高金利通貨コース	9,992円	9,992円
米国リート・アルファ・カルテット（毎月分配型）	699,301円	699,301円
NBマルチ戦略ファンド	9,989円	9,989円
日本株アルファ・カルテット（年2回決算型）	9,990円	9,990円
大和住銀/コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド Aコース（ダイワ投資一任専用）	9,992円	9,992円
大和住銀/コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド Bコース（ダイワ投資一任専用）	9,992円	9,992円
合計	49,264,829円	37,388,890円
2. 受益権の総数	49,264,829口	37,388,890口
3. 元本の欠損	27,218円	43,671円

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成30年8月2日 至 令和1年8月1日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p>

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	令和1年8月1日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

(平成30年8月1日現在)

種類	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
特 殊 債 券	12,800
合 計	12,800

「計算期間」とは、「マネー・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成30年7月26日から平成30年8月1日まで）を指しております。

(令和1年8月1日現在)

種類	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
特 殊 債 券	4,927
合 計	4,927

「計算期間」とは、「マネー・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（令和1年7月26日から令和1年8月1日まで）を指しております。

## (デリバティブ取引等関係に関する注記)

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(平成30年8月1日現在)

該当事項はありません。

(令和1年8月1日現在)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

(自平成30年8月2日至令和1年8月1日)

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(1口当たり情報)

平成30年8月1日現在	令和1年8月1日現在
1口当たり純資産額 0.9994円	1口当たり純資産額 0.9988円

「1口 = 1円(10,000口 = 9,994円)」

「1口 = 1円(10,000口 = 9,988円)」

## (3) 附属明細表

## 有価証券明細表

## &lt;株式以外の有価証券&gt;

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	特殊債券	91 政保道路機構	8,000,000	8,024,520	
	特殊債券	93 政保道路機構	5,000,000	5,023,745	
	特殊債券	100 政保道路機構	5,000,000	5,043,370	
	特殊債券	30 政保日本政策	10,000,000	10,019,210	
合計		4 銘柄	28,000,000	28,110,845	

## &lt;参考&gt;

当ファンドは、「Neuberger Berman Absolute Return Multi Strategy Fund JPY D Distributing Class」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、この投資法人の投資証券であります。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

Neuberger Berman Absolute Return Multi Strategy Fund(以下、同ファンド)は、欧州委員会の譲渡可能証券の集団投資事業指令(UCITS指令)に基づき設定されたファンドであります。同ファンドの2018年12月31日現在の財務諸表は、アイルランドにおいて一般に認められる会計基準に準拠して作成され、現地において独立監査人による財務書類の監査を受けております。

以下の「貸借対照表」、「損益計算書」及び「財務諸表に関する注記」は、同ファンドに係る2018年12月31日現在の財務諸表の原文を委託会社で抜粋・翻訳したものです。

**貸借対照表**

	2018年12月31日 現在	2017年12月31日 現在
	(USD)	(USD)
<b>流動資産</b>		
金融資産	43,671,879	92,158,166
現金及び現金同等物	23,837,303	34,480,415
有価証券売却に係る未収入金	7,368,910	11,308,517
受益証券発行に係る未収入金	7,276	266,929
差入証拠金	4,025,688	6,952,163
未収入金及びその他資産	281,622	863,079
<b>流動資産合計</b>	<b>79,192,678</b>	<b>146,029,269</b>
<b>流動負債</b>		
金融負債	12,560,624	23,334,394
当座借越	2,356	9,604
受益証券買戻に係る未払金	64,799	135,683
未払費用	322,228	454,597
有価証券購入に係る未払金	71,670	2,345,809
その他未払金	1,466,165	134,262
<b>流動負債合計</b>	<b>14,487,842</b>	<b>26,414,349</b>
<b>受益者に帰属する純資産</b>	<b>64,704,836</b>	<b>119,614,920</b>

**損益計算書**

	2018年12月31日に終了し た年度 (USD)	2017年12月31日に終了し た年度 (USD)
<b>収 益</b>		
受取利息	1,541,879	2,607,006
受取配当金	650,256	894,871
雑収入	2,853	24,883
金融資産及び金融負債に係る(損)益	(3,973,841)	8,158,224
<b>収益合計</b>	<b>(1,778,853)</b>	<b>11,684,984</b>
<b>費 用</b>		
運用報酬	1,470,468	2,192,470
分配金費用	15,666	14,476
管理費用	451,626	474,811
コミットメントフィー	12,257	20,192
カストディーフィー	3,530	3,242
預託費用	9,352	13,108
専門家報酬	98,043	133,626
役員報酬	6,613	5,466
取引費用	266,138	430,733
監査報酬	31,473	10,297
付加価値税戻り	(1,276)	(9,213)
その他費用	350,493	214,585
運用報酬等の権利放棄	(468,729)	(361,275)
<b>費用合計</b>	<b>2,245,654</b>	<b>3,142,518</b>
<b>財務費用</b>		
支払利息	1,096	5,667
分配金	96,671	80,853
	97,767	86,520
源泉税	164,225	170,220
<b>受益者に帰属する(損)益</b>	<b>(4,286,499)</b>	<b>8,285,726</b>

すべての損益は、主として継続的な運用の結果として発生するものである。

後述の注記は、本財務諸表の一部である。

**通貨**

USD:米ドル

## 有価証券等明細表（2018年12月31日現在）

## 金融資産

株数	銘柄名	公正価値 US\$	純資産 比率 (%)
	株式 36.70% (31 December 2017: 36.77%)		
	カナダ・ドル		
23,850	Nevsun Resources Ltd <sup>*</sup>	104,599	0.16
4,131	Pembina Pipeline Corp <sup>*</sup>	122,527	0.19
	カナダ・ドル 計	<b>227,126</b>	<b>0.35</b>
	ユーロ		
24,013	Anima Holding SpA <sup>*</sup>	88,861	0.14
9,227	Brenntag AG <sup>*</sup>	401,837	0.62
74	Eurofins Scientific SE <sup>*</sup>	27,575	0.04
5,537	Gerresheimer AG <sup>*</sup>	363,016	0.56
2,527	HeidelbergCement AG <sup>*</sup>	154,548	0.24
32,801	Intertrust NV <sup>*</sup>	549,412	0.85
2,231	Societe Generale SA <sup>*</sup>	70,572	0.11
8,491	Stroeer SE & Co KGaA <sup>*</sup>	410,609	0.63
281	zooplus AG <sup>*</sup>	38,427	0.06
	ユーロ 計	<b>2,104,857</b>	<b>3.25</b>
	香港・ドル		
26,536	AIA Group Ltd <sup>*</sup>	220,305	0.34
9,388	Shanghai Pharmaceuticals Holding Co Ltd - H Shares <sup>*</sup>	19,089	0.03
5,270	Sinopharm Group Co Ltd - H Shares <sup>*</sup>	22,145	0.03
5,895	Tencent Holdings Ltd <sup>*</sup>	236,422	0.37
	香港・ドル 計	<b>497,961</b>	<b>0.77</b>
	メキシコ・ペソ		
14,383	Wal-Mart de Mexico SAB de CV <sup>*</sup>	36,502	0.06
	メキシコ・ペソ 計	<b>36,502</b>	<b>0.06</b>
	イギリス・ポンド		
307	ASOS Plc <sup>*</sup>	8,905	0.01
25,493	Barclays Plc <sup>*</sup>	48,737	0.07
2,391	Hikma Pharmaceuticals Plc <sup>*</sup>	52,246	0.08
799	Intertek Group Plc <sup>*</sup>	48,863	0.08
90,135	ITV Plc <sup>*</sup>	143,352	0.22
60,071	Pets at Home Group Plc <sup>*</sup>	88,569	0.14
14,933	RSA Insurance Group Plc <sup>*</sup>	97,925	0.15
1,407	Smiths Group Plc <sup>*</sup>	24,475	0.04
129,718	Sports Direct International Plc <sup>*</sup>	393,414	0.61
	イギリス・ポンド 計	<b>906,486</b>	<b>1.40</b>

## 金融資産(続き)

株数	銘柄名	公正価値 US\$	純資産 比率(%)
株式 36.70% (31 December 2017: 36.77%) (続き)			
米ドル			
3,550	A Schulman Inc <sup>*</sup>	7,100	0.01
3,540	Activision Blizzard Inc <sup>*</sup>	164,858	0.25
2,650	Actua Corp <sup>*</sup>	1,669	0.00
1,436	Air Products & Chemicals Inc <sup>*</sup>	229,832	0.36
1,775	Akorn Inc <sup>*</sup>	6,017	0.01
3,229	Alibaba Group Holding Ltd ADR <sup>*</sup>	442,599	0.68
2,489	Allergan Plc <sup>*</sup>	332,680	0.51
423	Alphabet Inc Class A <sup>*</sup>	442,018	0.68
39	Amazon.com Inc <sup>*</sup>	58,577	0.09
489	Ameren Corp <sup>*</sup>	31,897	0.05
673	American Electric Power Co Inc <sup>*</sup>	50,300	0.08
6,034	American International Group Inc <sup>*</sup>	237,800	0.37
1,154	American Midstream Partners LP <sup>*</sup>	3,497	0.01
467	American Water Works Co Inc <sup>*</sup>	42,390	0.07
1,080	Anthem Inc <sup>*</sup>	283,640	0.44
2,005	Apple Inc <sup>*</sup>	316,269	0.49
3,400	Apptio Inc Class A <sup>*</sup>	129,064	0.20
2,115	Aptiv Plc <sup>*</sup>	130,221	0.20
3,176	AquaVenture Holdings Ltd <sup>*</sup>	59,995	0.09
5,085	ARRIS International Plc <sup>*</sup>	155,448	0.24
2,325	Aspen Insurance Holdings Ltd <sup>*</sup>	97,627	0.15
2,079	AT&T Inc <sup>*</sup>	59,335	0.09
950	athenahealth Inc <sup>*</sup>	125,333	0.19
7,995	Atlantica Yield Plc <sup>*</sup>	156,702	0.24
1,011	Avista Corp <sup>*</sup>	42,947	0.07
18,038	Azure Power Global Ltd <sup>*</sup>	163,244	0.25
285	Baidu Inc ADR <sup>*</sup>	45,201	0.07
5,175	Belmond Ltd Class A <sup>*</sup>	129,530	0.20
1,573	BioMarin Pharmaceutical Inc <sup>*</sup>	133,941	0.21
5,135	Blackstone Group LP <sup>*</sup>	153,074	0.24
59	Booking Holdings Inc <sup>*</sup>	101,623	0.16
1,941	Bristol-Myers Squibb Co <sup>*</sup>	100,893	0.16
481	Broadcom Inc <sup>*</sup>	122,309	0.19
1,360	Buckeye Partners LP <sup>*</sup>	39,426	0.06
1,700	Caesars Entertainment Corp <sup>*</sup>	11,543	0.02
2,120	Canadian National Railway Co <sup>*</sup>	157,113	0.24
4,342	Carbonite Inc <sup>*</sup>	109,679	0.17
3,072	Carlisle Cos Inc <sup>*</sup>	308,797	0.48
2,787	Cenveo Enterprises Inc <sup>*</sup>	43,199	0.07



## 金融資産（続き）

株数	銘柄名	公正価値 US\$	純資産 比率（%）
株式 36.70% (31 December 2017: 36.77%) (続き)			
米ドル（続き）			
3,740	Cheniere Energy Inc <sup>*</sup>	221,371	0.34
1,194	Cia Brasileira de Distribuicao ADR <sup>*</sup>	24,799	0.04
1,997	Cigna Corp <sup>*</sup>	379,270	0.59
1,500	Civitas Solutions Inc <sup>*</sup>	26,265	0.04
1,790	Clean Harbors Inc <sup>*</sup>	88,336	0.14
954	Cleanway Energy Inc Class A <sup>*</sup>	16,142	0.02
5,771	Community Health Systems Inc (Right, 31/12/2049) <sup>*</sup>	5	0.00
2,725	CommVault Systems Inc <sup>*</sup>	161,020	0.25
200	Connecticut Water Service Inc <sup>*</sup>	13,374	0.02
1,100	ConvergeOne Holdings Inc <sup>*</sup>	13,618	0.02
6,976	Crestwood Equity Partners LP <sup>*</sup>	194,700	0.30
1,845	CSX Corp <sup>*</sup>	114,630	0.18
2,565	CVS Health Corp <sup>*</sup>	168,059	0.26
1,845	Danaher Corp <sup>*</sup>	190,256	0.29
2,549	DCP Midstream LP <sup>*</sup>	67,523	0.10
356	Dell Technologies Inc Class C <sup>*</sup>	17,398	0.03
1,820	Dover Corp <sup>*</sup>	129,129	0.20
2,874	DowDuPont Inc <sup>*</sup>	153,702	0.24
949	Dr Reddy's Laboratories Ltd ADR <sup>*</sup>	35,777	0.06
1,800	Dun & Bradstreet Corp <sup>*</sup>	256,932	0.40
1,601	eBay Inc <sup>*</sup>	44,940	0.07
3,637	Edgewell Personal Care Co <sup>*</sup>	135,842	0.21
195	Edison International <sup>*</sup>	11,070	0.02
1,550	Electro Scientific Industries Inc <sup>*</sup>	46,438	0.07
23,071	Energy Transfer LP <sup>*</sup>	304,768	0.47
1,140	EnLink Midstream Partners LP <sup>*</sup>	12,551	0.02
11,655	Enterprise Products Partners LP <sup>*</sup>	286,596	0.44
1,500	EOG Resources Inc <sup>*</sup>	130,815	0.20
150	Essendant Inc <sup>*</sup>	1,887	0.00
1,219	Esterline Technologies Corp <sup>*</sup>	148,048	0.23
1,396	Energy Inc <sup>*</sup>	79,251	0.12
1,466	Exelon Corp <sup>*</sup>	66,117	0.10
2,616	Expedia Group Inc <sup>*</sup>	294,692	0.46
22,665	Extreme Networks Inc <sup>*</sup>	138,256	0.21
1,978	Facebook Inc Class A <sup>*</sup>	259,296	0.40
828	Falcon Minerals Corp <sup>*</sup>	7,038	0.01
1,712	FirstEnergy Corp <sup>*</sup>	64,286	0.10
3,150	Forum Merger II Corp <sup>*</sup>	31,752	0.05
603	GCI Liberty Inc <sup>*</sup>	14,611	0.02
549	GCI Liberty Inc Class A <sup>*</sup>	22,597	0.03

## 金融資産(続き)

株数	銘柄名	公正価値 US\$	純資産 比率(%)
株式 36.70% (31 December 2017: 36.77%) (続き)			
米ドル(続き)			
503	General Dynamics Corp <sup>*</sup>	79,077	0.12
3,800	Genworth Financial Inc Class A <sup>*</sup>	17,708	0.03
8,060	G-III Apparel Group Ltd <sup>*</sup>	224,793	0.35
2,305	Gilead Sciences Inc <sup>*</sup>	144,178	0.22
3,263	Golar LNG Ltd <sup>*</sup>	71,003	0.11
1,028	Goldman Sachs Group Inc <sup>*</sup>	171,727	0.27
2,938	Grifols SA ADR <sup>*</sup>	53,942	0.08
47,520	Gulf Coast Ultra Deep Royalty Trust <sup>**</sup>	1,354	0.00
3,900	Imperva Inc <sup>*</sup>	217,191	0.34
3,400	Integrated Device Technology Inc <sup>*</sup>	164,662	0.25
400	International Speedway Corp Class A <sup>*</sup>	17,544	0.03
1,000	Investment Technology Group Inc <sup>*</sup>	30,240	0.05
1,510	Itron Inc <sup>*</sup>	71,408	0.11
2,400	J2 Acquisition Ltd <sup>*</sup>	22,058	0.03
2,081	JPMorgan Chase & Co <sup>*</sup>	203,147	0.31
5,176	Kinder Morgan Inc <sup>*</sup>	79,607	0.12
2,865	Las Vegas Sands Corp <sup>*</sup>	149,123	0.23
1,622	Liberty Global Plc Class C <sup>*</sup>	33,478	0.05
1,473	Loral Space & Communications Inc <sup>*</sup>	54,869	0.08
2,042	Magellan Midstream Partners LP <sup>*</sup>	116,517	0.18
1,175	Magnit PJSC GDR <sup>*</sup>	14,954	0.02
936	Mail.Ru Group Ltd GDR <sup>*</sup>	22,053	0.03
25,735	Media General Inc CVR <sup>®</sup>	0	0.00
353	MercadoLibre Inc <sup>*</sup>	103,376	0.16
1,394	Michael Kors Holdings Ltd <sup>*</sup>	52,860	0.08
1,810	Microchip Technology Inc <sup>*</sup>	130,175	0.20
3,238	Microsoft Corp <sup>*</sup>	328,884	0.51
1,850	MINDBODY Inc Class A <sup>*</sup>	67,340	0.10
4,700	Modern Media Acquisition Corp <sup>*</sup>	47,940	0.07
2,583	MoneyGram International Inc <sup>*</sup>	5,166	0.01
1,217	MPLX LP <sup>*</sup>	36,875	0.06
500	Navigators Group Inc <sup>*</sup>	34,745	0.05
2,499	Nebula Acquisition Corp Class A <sup>*</sup>	24,365	0.04
1,760	Nestle SA ADR <sup>**</sup>	142,490	0.22
449	Netflix Inc <sup>*</sup>	120,179	0.19
18,815	NextDecade Corp <sup>*</sup>	101,601	0.16
406	NextEra Energy Inc <sup>*</sup>	70,571	0.11
1,033	NextEra Energy Partners LP <sup>*</sup>	44,471	0.07
1,972	NGL Energy Partners LP <sup>*</sup>	18,911	0.03
1,956	Noble Midstream Partners LP <sup>*</sup>	56,411	0.09

## 金融資産（続き）

株数	銘柄名	公正価値 US\$	純資産 比率（%）
株式 36.70% (31 December 2017: 36.77%) (続き)			
米ドル（続き）			
2,858	NuStar Energy LP*	59,818	0.09
1,700	Nutrisystem Inc*	74,596	0.12
2,000	NXP Semiconductors NV*	146,560	0.23
4,453	NxStage Medical Inc*	127,445	0.20
6,859	Oasis Midstream Partners LP*	109,675	0.17
2,943	ONEOK Inc*	158,775	0.25
3,000	Orbotech Ltd*	169,620	0.26
4,950	Pacific Biosciences of California Inc*	36,630	0.06
1,700	Pandora Media Inc*	13,753	0.02
1,601	PayPal Holdings Inc*	134,628	0.21
2,200	Pensare Acquisition Corp*	22,286	0.03
3,193	Philip Morris International Inc*	213,165	0.33
11,685	Plains GP Holdings LP Class A*	234,868	0.36
3,879	PVH Corp*	360,553	0.56
851	Raytheon Co*	130,501	0.20
2,100	Red Hat Inc*	368,844	0.57
2,243	Renewable Energy Group Inc*	57,645	0.09
1,900	Rent-A-Center Inc*	30,761	0.05
1,575	RPM International Inc*	92,578	0.14
112	Samsung Electronics Co Ltd GDR*	97,051	0.15
3,322	ServiceMaster Global Holdings Inc*	122,050	0.19
2,375	Shire Plc ADR*	413,345	0.64
1,599	Spartan Corp*	29,086	0.04
3,050	Tahoe Resources Inc*	11,132	0.02
1,447	Tallgrass Energy LP Class A*	35,220	0.05
2,292	Tapestry Inc*	77,355	0.12
4,099	Targa Resources Corp*	147,646	0.23
4,229	Tellurian Inc*	29,392	0.05
2,550	TESARO Inc*	189,338	0.29
518	Teva Pharmaceutical Industries Ltd ADR*	7,988	0.01
602	Thermo Fisher Scientific Inc*	134,722	0.21
1,978	Tiffany & Co*	159,249	0.25
2,560	T-Mobile US Inc*	162,842	0.25
1,250	Tobira Therapeutics Inc*	75	0.00
2,893	TPI Composites Inc*	71,110	0.11
525	Transocean Ltd*	3,644	0.01
3,850	Travelport Worldwide Ltd*	60,137	0.09
5,450	Tribune Media Co Class A*	247,321	0.38
6,340	TriNet Group Inc*	265,963	0.41
3,900	Trinity Merger Corp Class A*	38,883	0.06

## 金融資産（続き）

株数	銘柄名		公正価値 US\$	純資産 比率（%）
株式 36.70% (31 December 2017: 36.77%) (続き)				
米ドル（続き）				
8,150	Twenty-First Century Fox Inc Class B <sup>*</sup>		389,407	0.60
3,100	USA Compression Partners LP <sup>*</sup>		40,238	0.06
4,278	USG Corp <sup>*</sup>		182,499	0.28
661	Vail Resorts Inc <sup>*</sup>		139,352	0.22
3,300	VectIQ Acquisition Corp <sup>*</sup>		32,010	0.05
4,075	Vectren Corp <sup>*</sup>		293,319	0.45
1,304	Visa Inc Class A <sup>*</sup>		172,050	0.27
8,003	Vivint Solar Inc <sup>*</sup>		30,491	0.05
1,639	Walt Disney Co <sup>*</sup>		179,716	0.28
1,930	Western Digital Corp <sup>*</sup>		71,352	0.11
793	Western Gas Equity Partners LP <sup>*</sup>		21,990	0.03
1,903	Western Gas Partners LP <sup>*</sup>		80,364	0.12
4,186	Williams Cos Inc <sup>*</sup>		92,301	0.14
3,247	WR Grace & Co <sup>*</sup>		210,763	0.33
3,150	X5 Retail Group NV GDR <sup>*</sup>		78,152	0.12
700	Xerox Corp <sup>*</sup>		13,832	0.02
104	Xylem Inc <sup>*</sup>		6,939	0.01
1,025	Yandex NV Class A <sup>*</sup>		28,034	0.04
1,156	Zimmer Biomet Holdings Inc <sup>*</sup>		119,900	0.19
	米ドル 計		19,976,496	30.87
	株式 計		23,749,428	36.70
株数	銘柄名	償還日	公正価値 US\$	純資産 比率（%）
参加証書 0.01% (31 December 2017: 0.01%)				
米ドル				
3,500	J2 Acquisition Ltd	10/10/2020	1,488	0.00
833	Nebula Acquisition Corp	12/01/2023	791	0.00
3,900	Trinity Merger Corp	31/05/2023	1,540	0.01
2,100	VectIQ Acquisition Corp	11/06/2023	903	0.00
	参加証書 計 <sup>**</sup>		4,722	0.01
不動産投資信託証券 0.08% (31 December 2017: 0.13%)				
米ドル				
1,260	Hannon Armstrong Sustainable Infrastructure Capital Inc		24,003	0.04
1,250	InfraREIT Inc		26,275	0.04
	不動産投資信託証券 計 <sup>*</sup>		50,278	0.08

## 金融資産（続き）

額面	銘柄名	利率	償還日	公正価値 US\$	純資産 比率（%）
アセット・バック証券 16.77% (31 December 2017: 18.24%)					
米ドル					
1,000,000	ALM VII R Ltd Class CR	6.48%	15/10/2028	996,728	1.54
221,646	Alternative Loan Trust 2005-21CB Class A17	6.00%	25/06/2035	211,219	0.33
149,178	Bear Stearns Asset Backed Securities Trust 2007-2 Class A2	2.83%	25/01/2047	149,114	0.23
1,000,000	Caesars Palace Las Vegas Trust 2017-VICI Class E	4.35%	15/10/2034	978,513	1.51
1,000,000	Catamaran CLO 2013-1A Ltd Class DR	5.31%	27/01/2028	945,647	1.46
1,000,000	Catamaran CLO 2015-1A Ltd Class DR	5.27%	22/04/2027	953,637	1.47
45,216	Chase Mortgage Finance Trust Series 2007-A2 Class 3A2	4.32%	25/07/2037	42,412	0.07
108,267	Citicorp Mortgage Securities Trust Series 2006-3 Class 1A10	6.25%	25/06/2036	111,075	0.17
1,300,000	COMM 2014-PAT Mortgage Trust Class E	5.54%	13/08/2027	1,307,094	2.02
1,849	Countrywide Asset-Backed Certificates Class 1AF6	3.91%	25/04/2036	1,866	0.00
11,495	Countrywide Asset-Backed Certificates Class 2A2	2.67%	25/11/2036	11,512	0.02
824,175	DT Auto Owner Trust 2015-3 Class D	4.53%	17/10/2022	828,364	1.28
1,000,000	Fannie Mae Connecticut Avenue Securities Class 1M2	4.66%	25/10/2030	978,980	1.51
1,000,000	GS Mortgage Securities Corp II Class E	4.59%	10/10/2032	972,623	1.50
1,000,000	Madison Park Funding XV Ltd Class DR	7.95%	27/01/2026	952,694	1.47
956,898	Motel 6 Trust 2017-MTL6 Class E	5.71%	15/08/2034	950,197	1.47
216,133	RAII Series 2004-QS13 Trust Class CB	5.00%	25/09/2019	217,985	0.34
117,499	Washington Mutual Mortgage Pass-Through Certificates WMALT Series 2005-1 Trust Class 1A1	5.50%	25/03/2035	115,870	0.18
130,856	Wells Fargo Mortgage Backed Securities 2007-14 Trust Class 1A1	6.00%	25/10/2037	127,969	0.20
	アセット・バック証券 計**			10,853,499	16.77
投資ファンド 0.49% (31 December 2017: 0.32%)					
米ドル					
5,450	Altaba Inc			315,773	0.49
	投資ファンド 計*			315,773	0.49
	有価証券 計			34,973,700	54.05

## 為替予約取引 2.42% (31 December 2017: 0.28%)

受取額	支払額	受渡期日	取引相手方	契約数	評価益 US\$	純資産 比率（%）
AUD 30,000	US\$ 21,086	20/03/2019	Société Générale	2	62	0.00
BRL 490,000	US\$ 125,405	20/03/2019	Société Générale	4	289	0.00
CHF 510,000	US\$ 518,906	20/03/2019	Société Générale	19	2,180	0.00
CLP 15,430,000	US\$ 22,147	20/03/2019	Société Générale	2	105	0.00
€ 10,000	TRY 63,491	20/03/2019	Société Générale	1	45	0.00
€ 25,517	PLN 110,000	20/03/2019	Société Générale	2	26	0.00
€ 670,000	US\$ 768,227	20/03/2019	Société Générale	20	2,641	0.00
£ 180,000	US\$ 228,602	18/01/2019	Brown Brothers Harriman	1	824	0.00
£ 100,000	US\$ 126,820	20/03/2019	Société Générale	7	1,014	0.00

## 金融資産(続き)

為替予約取引 2.42% (31 December 2017: 0.28%) (続き)

受取額	支払額	受渡期日	取引相手方	契約数	評価益 US\$	純資産 比率(%)
HKD 17,369	US\$ 2,219	18/01/2019	Brown Brothers Harriman	1	1	0.00
HUF 13,060,000	US\$ 46,226	20/03/2019	Société Générale	3	558	0.00
ILS 220,000	US\$ 58,740	20/03/2019	Société Générale	5	483	0.00
INR 27,250,000	US\$ 382,827	20/03/2019	Société Générale	18	5,704	0.01
¥ 207,220,000	US\$ 1,870,185	20/03/2019	Société Générale	54	30,253	0.05
¥ 75,935,819	AUD 960,000	20/03/2019	Société Générale	38	19,685	0.03
KRW 330,820,000	US\$ 296,235	20/03/2019	Société Générale	6	1,351	0.00
MXN 3,390,000	US\$ 167,721	20/03/2019	Société Générale	5	2,385	0.00
NOK 590,000	US\$ 67,636	20/03/2019	Société Générale	8	732	0.00
PHP 27,400,000	US\$ 516,666	20/03/2019	Société Générale	4	2,920	0.01
PLN 770,000	€ 178,383	20/03/2019	Société Générale	3	94	0.00
PLN 1,090,000	US\$ 289,790	20/03/2019	Société Générale	10	875	0.00
SEK 3,010,000	US\$ 337,729	20/03/2019	Société Générale	5	3,871	0.01
SGD 2,210,000	US\$ 1,618,887	20/03/2019	Société Générale	18	5,373	0.01
THB 5,380,000	US\$ 165,176	20/03/2019	Société Générale	4	395	0.00
TRY 660,000	US\$ 116,737	20/03/2019	Société Générale	5	2,393	0.00
TRY 844,211	€ 130,000	20/03/2019	Société Générale	3	2,808	0.01
TRY 150,000	ZAR 378,129	20/03/2019	Société Générale	2	1,029	0.00
US\$ 51,667	€ 45,087	18/01/2019	Brown Brothers Harriman	1	59	0.00
US\$ 631,076	HKD 4,927,174	18/01/2019	Brown Brothers Harriman	1	1,470	0.00
US\$ 104,321	CAD 141,430	29/03/2019	Brown Brothers Harriman	1	567	0.00
US\$ 52,062	CAD 69,500	14/03/2019	JPMorgan Chase Bank	1	1,092	0.00
US\$ 1,583,159	CAD 2,120,000	20/03/2019	Société Générale	26	28,187	0.04
US\$ 26,412	ZAR 380,000	20/03/2019	Société Générale	4	238	0.00
US\$ 16,009	PLN 60,000	20/03/2019	Société Générale	3	9	0.00
US\$ 1,031,606	AUD 1,440,000	20/03/2019	Société Générale	37	16,512	0.03
US\$ 7,560	HUF 2,110,000	20/03/2019	Société Générale	1	2	0.00
US\$ 405,654	NZD 600,000	20/03/2019	Société Générale	23	2,785	0.01
US\$ 367,038	CLP 250,890,000	20/03/2019	Société Générale	9	5,222	0.01
US\$ 142,274	BRL 550,000	20/03/2019	Société Générale	1	1,189	0.00
US\$ 811,687	NOK 6,920,000	20/03/2019	Société Générale	8	9,823	0.02
AUD Hedged Classes						
US\$ 250,293	AUD 354,399	17/01/2019	Citibank NA	1	720	0.00
US\$ 1,519,244	AUD 2,121,347	17/01/2019	Goldman Sachs International	12	25,362	0.04
US\$ 7,227,249	AUD 10,033,740	17/01/2019	Westpac Banking Corp	44	161,343	0.25
CHF Hedged Classes						
CHF 241,939	US\$ 245,569	17/01/2019	Citibank NA	1	186	0.00
CHF 243,727	US\$ 247,381	17/01/2019	Goldman Sachs International	2	190	0.00
CHF 253,273	US\$ 257,092	17/01/2019	Westpac Banking Corp	4	175	0.00
US\$ 3,160	CHF 3,104	17/01/2019	Goldman Sachs International	2	7	0.00
US\$ 1,808	CHF 1,776	17/01/2019	Westpac Banking Corp	1	4	0.00

## 金融資産（続き）

為替予約取引 2.42% (31 December 2017: 0.28%) (続き)

受取額	支払額	受渡期日	取引相手方	契約数	評価益 US\$	純資産 比率 (%)
EUR Hedged Classes						
€ 1,015	US\$ 1,155	17/01/2019	Goldman Sachs International	1	6	0.00
€ 47,421	US\$ 54,074	17/01/2019	Westpac Banking Corp	10	201	0.00
US\$ 147,459	€ 127,816	17/01/2019	Citibank NA	1	1,169	0.00
US\$ 276,639	€ 240,077	17/01/2019	Goldman Sachs International	4	1,862	0.00
US\$ 21,563	€ 18,685	17/01/2019	UBS London	1	177	0.00
US\$ 337,227	€ 292,465	17/01/2019	Westpac Banking Corp	8	2,492	0.01
GBP Hedged Classes						
US\$ 20,125	£ 15,354	17/01/2019	Citibank NA	1	556	0.00
US\$ 108,134	£ 83,593	17/01/2019	Goldman Sachs International	8	1,592	0.00
US\$ 94,857	£ 73,188	17/01/2019	Westpac Banking Corp	11	1,578	0.00
JPY Hedged Classes						
¥ 1,756,760,095	US\$ 15,644,499	17/01/2019	Citibank NA	2	386,668	0.60
¥ 1,802,463,178	US\$ 16,054,203	17/01/2019	Goldman Sachs International	3	394,024	0.61
¥ 2,025,707,675	US\$ 18,051,068	17/01/2019	Westpac Banking Corp	7	434,359	0.67
為替予約取引に係る評価益 計 *					1,567,922	2.42

先物取引 0.62% (31 December 2017: 0.10%)

契約数	銘柄名	取引相手方	評価益 US\$	純資産 比率 (%)
60	3-Month Euro Euribor Future June 2021	Société Générale	17,119	0.03
26	90-Day Eurodollar Future December 2020	Société Générale	13,412	0.02
28	90-Day Eurodollar Future June 2021	Société Générale	14,962	0.02
(31)	AUD/USD Currency Future March 2019	JPMorgan Chase Bank	44,797	0.07
7	Bank Accept Future December 2019	Société Générale	1,574	0.00
(4)	Canadian Dollar Currency Future March 2019	JPMorgan Chase Bank	4,880	0.01
(2)	Euro Stoxx 50 Future March 2019	JPMorgan Chase Bank	126	0.00
31	Euro-BOBL Future March 2019	Société Générale	8,974	0.02
8	Euro-BTP Future March 2019	Société Générale	30,248	0.05
36	Euro-Bund Future March 2019	Société Générale	34,500	0.05
4	Euro-Buxl 30-Year Bond Future March 2019	Société Générale	16,461	0.03
(1)	New Zealand Dollar Currency Future March 2019	JPMorgan Chase Bank	1,860	0.00
(8)	S&P 500 Emini Future March 2019	JPMorgan Chase Bank	20,040	0.03
(5)	SA Rand Currency (CME) Future March 2019	JPMorgan Chase Bank	63	0.00
9	United Kingdom Long Gilt Future March 2019	Société Générale	9,781	0.02
32	US 10-Year Note (CBT) Future March 2019	Société Générale	71,547	0.11
14	Canadian 10 Year Bond Future March 2019	Société Générale	27,940	0.04
32	US 5-Year Note (CBT) Future March 2019	Société Générale	46,172	0.07
9	US Long Bond (CBT) Future March 2019	Société Générale	32,797	0.05
1	USD/NOK Currency Future March 2019	JPMorgan Chase Bank	1,428	0.00
先物取引に係る評価益 計 *			398,681	0.62

## 金融資産（続き）

差金決済取引 10.40% (31 December 2017: 10.70%)

証券数	銘柄名	取引相手方	公正価値 US\$	純資産 比率 (%)
1,769	Ahlsell AB	JPMorgan Chase Bank	10,396	0.02
98	Amazon.com Inc	JPMorgan Chase Bank	147,193	0.23
1,750	Amer Sports Oyj	JPMorgan Chase Bank	76,760	0.12
2,584	Amundi SA	Morgan Stanley	136,352	0.21
1,110	Aon Plc	JPMorgan Chase Bank	161,350	0.25
29	Asos Plc	Morgan Stanley	841	0.00
1,650	Aspen Pharmacare Holding	Goldman Sachs International	15,464	0.02
8,063	Associated Banc-Corp	JPMorgan Chase Bank	159,567	0.25
3,941	Bardays Plc	Morgan Stanley	7,555	0.01
1,950	Binkbank NV	JPMorgan Chase Bank	13,575	0.02
1,842	BNP Paribas SA	Morgan Stanley	83,122	0.13
375	Broadcom Ltd	JPMorgan Chase Bank	95,355	0.15
14,027	BTG Plc	JPMorgan Chase Bank	148,278	0.23
1,408	Buzzi Unicem SpA - RSP	JPMorgan Chase Bank	15,403	0.02
750	Ceva Logistics AG	JPMorgan Chase Bank	22,710	0.04
4,980	Cisco Systems Inc	JPMorgan Chase Bank	215,783	0.33
3,765	Citigroup Inc	JPMorgan Chase Bank	196,006	0.30
13,844	Cott Corp	JPMorgan Chase Bank	192,985	0.30
2,910	CSX Corp	JPMorgan Chase Bank	180,798	0.28
4,140	Danone	Morgan Stanley	291,105	0.45
4,840	Devon Energy Corp	JPMorgan Chase Bank	109,094	0.17
11,153	DXC Technology Co	JPMorgan Chase Bank	593,005	0.92
8,640	EDP- Enegas De Portugal SA	JPMorgan Chase Bank	30,114	0.05
7,052	Equitrans Modstream Corp	JPMorgan Chase Bank	141,181	0.22
628	Eurofins Scientific	Morgan Stanley	234,035	0.36
2,785	Energy Inc	JPMorgan Chase Bank	158,104	0.24
10,246	Faroe Petroleum Plc	JPMorgan Chase Bank	19,182	0.03
11,900	First Data Corp Class A	JPMorgan Chase Bank	201,229	0.31
3,350	Gemalto NV	JPMorgan Chase Bank	194,005	0.30
4,810	General Motors Co	JPMorgan Chase Bank	160,895	0.25
1,841	Haldex AB	JPMorgan Chase Bank	14,328	0.02
7,100	Health Insurance Innovatio	JPMorgan Chase Bank	189,783	0.29
4,330	Hypermarcas SA	Morgan Stanley	33,740	0.05
1,643	Iliad SA	Morgan Stanley	230,361	0.36
355	Innogy SE	JPMorgan Chase Bank	16,529	0.03
550	Innogy SE - Tend	JPMorgan Chase Bank	23,339	0.04
7,250	Jardine Lloyd Thompson Group Plc	JPMorgan Chase Bank	174,700	0.27
50	Kabel Deutschland Holding AG	JPMorgan Chase Bank	6,002	0.01
3,118	LafargeHolcim Ltd	Morgan Stanley	128,098	0.20
995	Lennar Corp - Class B	JPMorgan Chase Bank	31,173	0.05



## 金融資産（続き）

差金決済取引 10.40% (31 December 2017: 10.70%) (続き)

証券数	銘柄名	取引相手方	公正価値 US\$	純資産 比率 (%)
2,050	Microsoft Corp	JPMorgan Chase Bank	208,218	0.32
5,511	Migros Ticaret A.S	Morgan Stanley	15,435	0.02
1,565	Motorola Solutions Inc	JPMorgan Chase Bank	180,038	0.28
8,537	Myob Group Ltd	JPMorgan Chase Bank	20,194	0.03
338	Naver Corp	Morgan Stanley	36,956	0.06
3,461	Nestle SA	Morgan Stanley	280,166	0.43
5,820	Nielsen Holdings NV	JPMorgan Chase Bank	135,781	0.21
1,732	Opera Software ASA	JPMorgan Chase Bank	2,648	0.00
5,386	Pets At Home Group Plc	Morgan Stanley	7,943	0.01
20,635	Premier Foods Plc	JPMorgan Chase Bank	8,673	0.01
1,176	Publicis Groupe	Morgan Stanley	67,325	0.10
6,350	Ryanair Holdings Plc	Morgan Stanley	78,034	0.12
1,160	Shire Plc	JPMorgan Chase Bank	67,516	0.10
2,530	Spire Healthcare Group Plc	JPMorgan Chase Bank	3,509	0.01
1,606	Sports Direct International	Morgan Stanley	4,864	0.01
1,525	Take - Two interactive software	JPMorgan Chase Bank	156,984	0.24
435	Tiffany & Co	JPMorgan Chase Bank	35,022	0.05
1,284	United Technologies Corp	JPMorgan Chase Bank	136,720	0.21
4,467	Wells Fargo & Co	JPMorgan Chase Bank	205,839	0.32
4,865	Williams Cos Inc	JPMorgan Chase Bank	107,273	0.17
1,740	WR Grace & Co	JPMorgan Chase Bank	112,943	0.17
差金決済取引に係る評価益 計 *			6,731,576	10.40
			公正価値 US\$	純資産 比率 (%)
金融資産 計			43,671,879	67.49

## 金融負債

為替予約取引 (0.58%) (31 December 2017: (0.64%))

受取額	支払額	受渡期日	取引相手方	契約数	評価損 US\$	純資産 比率 (%)
AUD 30,000	US\$ 21,413	20/03/2019	Société Générale	2	(265)	(0.00)
AUD 320,000	¥ 25,790,507	20/03/2019	Société Générale	14	(10,951)	(0.02)
BRL 680,000	US\$ 175,416	20/03/2019	Société Générale	6	(984)	(0.00)
CAD 200,000	US\$ 148,403	20/03/2019	Société Générale	10	(1,707)	(0.00)
CHF 86,717	US\$ 88,252	18/01/2019	Brown Brothers Harriman	1	(158)	(0.00)
CHF 180,000	US\$ 184,387	20/03/2019	Société Générale	6	(474)	(0.00)
CLP 3,770,000	US\$ 5,572	20/03/2019	Société Générale	1	(135)	(0.00)
€ 200,000	US\$ 229,836	18/01/2019	Brown Brothers Harriman	1	(908)	(0.00)
€ 650,000	US\$ 749,303	20/03/2019	Société Générale	13	(1,445)	(0.00)

## 金融負債(続き)

為替予約取引(0.58%) (31 December 2017: (0.64%)) (続き)

受取額	支払額	受渡期日	取引相手方	契約数	評価損 US\$	純資産 比率(%)
€ 10,000	TRY 64,842	20/03/2019	Société Générale	1	(198)	(0.00)
€ 178,260	PLN 770,000	20/03/2019	Société Générale	6	(235)	(0.00)
£ 23,368	US\$ 29,905	18/01/2019	Brown Brothers Harriman	1	(121)	(0.00)
£ 50,000	US\$ 64,048	20/03/2019	Société Générale	1	(130)	(0.00)
HKD 1,170,000	US\$ 149,573	18/01/2019	Brown Brothers Harriman	1	(68)	(0.00)
HUF 6,240,000	US\$ 22,360	20/03/2019	Société Générale	1	(7)	(0.00)
KRW 89,710,000	US\$ 80,966	20/03/2019	Société Générale	1	(269)	(0.00)
MXN 2,690,000	US\$ 135,311	20/03/2019	Société Générale	3	(330)	(0.00)
NOK 470,000	US\$ 54,777	20/03/2019	Société Générale	6	(316)	(0.00)
NZD 590,000	US\$ 405,757	20/03/2019	Société Générale	6	(9,603)	(0.02)
PLN 610,000	US\$ 163,301	20/03/2019	Société Générale	8	(635)	(0.00)
PLN 700,000	€ 162,481	20/03/2019	Société Générale	13	(276)	(0.00)
THB 3,610,000	US\$ 111,192	20/03/2019	Société Générale	2	(93)	(0.00)
TRY 19,754	US\$ 3,692	18/01/2019	Brown Brothers Harriman	1	(11)	(0.00)
TRY 60,000	ZAR 158,140	20/03/2019	Société Générale	2	(63)	(0.00)
TRY 317,456	€ 50,000	20/03/2019	Société Générale	3	(227)	(0.00)
TRY 370,000	US\$ 67,246	20/03/2019	Société Générale	4	(461)	(0.00)
US\$ 9,682	¥ 1,061,699	29/03/2019	Brown Brothers Harriman	1	(64)	(0.00)
US\$ 1,106,373	£ 871,811	18/01/2019	Brown Brothers Harriman	1	(4,824)	(0.01)
US\$ 2,170,122	€ 1,901,314	18/01/2019	Brown Brothers Harriman	1	(6,191)	(0.01)
US\$ 65,270	CHF 64,520	18/01/2019	Brown Brothers Harriman	1	(274)	(0.00)
US\$ 7,189	TRY 39,500	18/01/2019	Brown Brothers Harriman	1	(171)	(0.00)
US\$ 1,522	SEK 13,611	18/01/2019	Brown Brothers Harriman	1	(15)	(0.00)
US\$ 8,993	SEK 81,000	14/03/2019	JPMorgan Chase Bank	1	(195)	(0.00)
US\$ 148,042	€ 130,000	14/03/2019	JPMorgan Chase Bank	1	(1,448)	(0.00)
US\$ 26,534	£ 21,000	14/03/2019	JPMorgan Chase Bank	1	(304)	(0.00)
US\$ 389,447	ILS 1,450,000	20/03/2019	Société Générale	6	(886)	(0.00)
US\$ 257,755	KRW 290,140,000	20/03/2019	Société Générale	8	(3,237)	(0.01)
US\$ 320,672	HUF 90,300,000	20/03/2019	Société Générale	3	(2,804)	(0.01)
US\$ 591,002	SEK 5,310,000	20/03/2019	Société Générale	9	(11,621)	(0.02)
US\$ 147,907	AUD 210,000	20/03/2019	Société Générale	4	(128)	(0.00)
US\$ 112,811	THB 3,680,000	20/03/2019	Société Générale	3	(443)	(0.00)
US\$ 19,323	TRY 110,000	20/03/2019	Société Générale	1	(532)	(0.00)
US\$ 26,828	NZD 40,000	20/03/2019	Société Générale	2	(30)	(0.00)
US\$ 387,803	MXN 7,910,000	20/03/2019	Société Générale	2	(9,110)	(0.01)
US\$ 100,063	PHP 5,340,000	20/03/2019	Société Générale	3	(1,198)	(0.00)
US\$ 77,844	INR 5,640,000	20/03/2019	Société Générale	6	(2,571)	(0.00)
US\$ 61,566	ZAR 900,000	20/03/2019	Société Générale	8	(428)	(0.00)
US\$ 2,087,150	€ 1,820,000	20/03/2019	Société Générale	17	(6,850)	(0.01)
US\$ 1,221,843	¥ 137,490,000	20/03/2019	Société Générale	13	(39,091)	(0.06)
US\$ 85,387	NOK 740,000	20/03/2019	Société Générale	8	(361)	(0.00)

## 金融負債（続き）

為替予約取引(0.58%) (31 December 2017: (0.64%)) (続き)

受取額	支払額	受渡期日	取引相手方	契約数	評価損 US\$	純資産 比率 (%)
US\$ 649,401	CHF 640,000	20/03/2019	Société Générale	15	(4,509)	(0.01)
US\$ 571,016	PLN 2,150,000	20/03/2019	Société Générale	7	(2,315)	(0.00)
US\$ 1,247,191	£ 980,000	20/03/2019	Société Générale	22	(5,591)	(0.01)
US\$ 1,511,408	SGD 2,070,000	20/03/2019	Société Générale	15	(9,961)	(0.02)
US\$ 281,819	BRL 1,110,000	20/03/2019	Société Générale	9	(2,917)	(0.01)
ZAR 280,000	US\$ 19,567	20/03/2019	Société Générale	4	(280)	(0.00)
AUD Hedged Classes						
AUD 6,831,092	US\$ 4,824,439	17/01/2019	Citibank NA	1	(13,885)	(0.02)
AUD 7,115,151	US\$ 5,028,105	17/01/2019	Goldman Sachs International	3	(17,512)	(0.03)
AUD 7,514,223	US\$ 5,311,513	17/01/2019	Westpac Banking Corp	6	(19,889)	(0.03)
US\$ 57,055	AUD 81,255	17/01/2019	Westpac Banking Corp	1	(166)	(0.00)
CHF Hedged Classes						
CHF 1,756	US\$ 1,789	17/01/2019	Westpac Banking Corp	1	(5)	(0.00)
US\$ 173,602	CHF 171,036	17/01/2019	Citibank NA	1	(131)	(0.00)
US\$ 217,406	CHF 214,356	17/01/2019	Goldman Sachs International	8	(330)	(0.00)
US\$ 1,099	CHF 1,096	17/01/2019	UBS London	1	(14)	(0.00)
US\$ 183,403	CHF 180,688	17/01/2019	Westpac Banking Corp	4	(135)	(0.00)
EUR Hedged Classes						
€ 1,324,154	US\$ 1,527,652	17/01/2019	Citibank NA	1	(12,114)	(0.02)
€ 1,353,780	US\$ 1,561,354	17/01/2019	Goldman Sachs International	2	(11,908)	(0.02)
€ 1,462,024	US\$ 1,686,104	17/01/2019	Westpac Banking Corp	12	(12,768)	(0.02)
US\$ 161,272	€ 141,522	17/01/2019	Goldman Sachs International	5	(704)	(0.00)
US\$ 257,430	€ 225,807	17/01/2019	Westpac Banking Corp	11	(1,013)	(0.00)
GBP Hedged Classes						
£ 277,422	US\$ 363,631	17/01/2019	Citibank NA	1	(10,052)	(0.01)
£ 289,047	US\$ 378,845	17/01/2019	Goldman Sachs International	3	(10,449)	(0.02)
£ 300,125	US\$ 393,053	17/01/2019	Westpac Banking Corp	9	(10,540)	(0.02)
US\$ 21,155	£ 16,743	17/01/2019	Goldman Sachs International	3	(184)	(0.00)
US\$ 67,108	£ 53,066	17/01/2019	Westpac Banking Corp	3	(526)	(0.00)
JPY Hedged Classes						
US\$ 2,513,221	¥ 282,374,531	17/01/2019	Goldman Sachs International	8	(63,564)	(0.10)
US\$ 2,366,386	¥ 263,625,743	17/01/2019	Westpac Banking Corp	11	(39,309)	(0.06)
為替予約取引に係る評価損 計					<b>(373,617)</b>	<b>(0.58)</b>

先物取引 (0.20%) (31 December 2017: (0.21%))

契約数	銘柄名	取引相手方	評価損 US\$	純資産 比率 (%)
45	90-Day British Pound Sterling Future December 2020	Société Générale	(637)	(0.00)
(3)	British Pound Currency Future March 2019	JPMorgan Chase Bank	(2,644)	(0.00)
(80)	Euro FX Currency Future March 2019	JPMorgan Chase Bank	(87,579)	(0.14)
(3)	Euro-BTP Future March 2019	JPMorgan Chase Bank	(16,713)	(0.03)

## 金融負債(続き)

## 先物取引(0.20%) (31 December 2017: (0.21%)) (続き)

契約数	銘柄名	取引相手方	評価損 US\$	純資産 比率(%)
(2)	Hang Seng China Enterprises Index Future January 2019	Société Générale	(268)	(0.00)
(3)	Japan Government 10-Year Bond (OSE) Future March 2019	Société Générale	(15,586)	(0.02)
(1)	Japanese Yen Currency Future March 2019	JPMorgan Chase Bank	(3,256)	(0.00)
(2)	Mexican Peso Currency Future March 2019	JPMorgan Chase Bank	(1,635)	(0.00)
(2)	US 10-Year Note (CBT) Future March 2019	JPMorgan Chase Bank	(3,914)	(0.01)
(1)	Canadian 10-Year Bond Future March 2019	JPMorgan Chase Bank	(315)	(0.00)
先物取引に係る評価損 計*			(132,547)	(0.20)

売建オプション取引<sup>1</sup>(0.00%) (31 December 2017: (0.01%))

契約数	権利行使日	銘柄名	プレミアム US\$	公正価値 US\$	純資産 比率(%)
コール・オプション					
8	18/04/19	Endocyte Inc, Strike Price 24	304	(40)	(0.00)
5	15/03/19	Pacific Bioscience, Strike Price 9	110	(50)	(0.00)
売建オプション取引に係る評価損 計*				(90)	(0.00)

<sup>1</sup> オプション取引の清算ブローカーはJPMorgan Chase Bank.

## 差金決済取引(17.99%) (31 December 2017: (16.54%))

証券数	銘柄名	取引相手方	公正価値 US\$	純資産 比率(%)
(1,050)	AbbVie Inc	JPMorgan Chase Bank	(96,799)	(0.15)
(2,550)	ABM Industries Inc	JPMorgan Chase Bank	(81,881)	(0.13)
(1,445)	Acuity Brands Inc	JPMorgan Chase Bank	(166,103)	(0.26)
(2,600)	Adtalem Global Education Inc	JPMorgan Chase Bank	(123,032)	(0.19)
(1,810)	Alibaba Group Holding SP ADR	JPMorgan Chase Bank	(248,097)	(0.38)
(1,500)	Allegiant Travel Co	JPMorgan Chase Bank	(150,330)	(0.23)
(745)	Alliance Data Systems Corp	JPMorgan Chase Bank	(111,810)	(0.17)
(1,439)	Altria Group Inc	JPMorgan Chase Bank	(71,072)	(0.11)
(842)	Avalonbay Communities Inc	JPMorgan Chase Bank	(146,550)	(0.23)
(7,800)	Badger Daylighting Ltd	JPMorgan Chase Bank	(184,178)	(0.28)
(33,090)	Banco Bilbao Vizcaya Argentaria Colombia SA	JPMorgan Chase Bank	(175,346)	(0.27)
(103,450)	Barclays Plc - GBP	JPMorgan Chase Bank	(198,316)	(0.31)
(3,267)	BB&T Corp	JPMorgan Chase Bank	(141,526)	(0.22)
(2,575)	Bloom Energy Corp	JPMorgan Chase Bank	(25,699)	(0.04)
(3,715)	Bunzl Plc	Morgan Stanley	(112,087)	(0.17)
(459)	Buzzi Unicem SpA	JPMorgan Chase Bank	(7,884)	(0.01)
(1,060)	Canadian Imperial Bank of Commerce	JPMorgan Chase Bank	(78,914)	(0.12)
(1,325)	Canadian Imperial Bank of Commerce - CAD	JPMorgan Chase Bank	(98,643)	(0.15)
(1,000)	Canadian Tire Corp	JPMorgan Chase Bank	(104,510)	(0.16)
(1,786)	Cardinal Health Inc	JPMorgan Chase Bank	(79,656)	(0.12)

## 金融負債(続き)

差金決済取引(17.99%) (31 December 2017: (16.54%)) (続き)

証券数	銘柄名	取引相手方	公正価値 US\$	純資産 比率(%)
(850)	Cheesecake Factory Inc	JPMorgan Chase Bank	(36,983)	(0.06)
(2,860)	Colruyt SA	Morgan Stanley	(203,488)	(0.31)
(2,940)	Core- Mark Holding Co Inc	JPMorgan Chase Bank	(68,355)	(0.11)
(5,759)	Deutsche Telekom AG	Morgan Stanley	(97,566)	(0.15)
(564)	Dollar General Corp	JPMorgan Chase Bank	(60,957)	(0.09)
(3,100)	Dollarama Inc	JPMorgan Chase Bank	(73,698)	(0.11)
(3,211)	EDF	Morgan Stanley	(50,655)	(0.08)
(2,135)	Elle Mae Inc	JPMorgan Chase Bank	(134,142)	(0.21)
(4,881)	Eni SpA	Morgan Stanley	(76,710)	(0.12)
(1,565)	Estee Lauder Companies - Class A	JPMorgan Chase Bank	(203,606)	(0.32)
(7,510)	Exchange Income Corp	JPMorgan Chase Bank	(155,391)	(0.24)
(490)	F5 Networks Inc	JPMorgan Chase Bank	(79,395)	(0.12)
(7,545)	Fiat Chrysler Automobiles NV	JPMorgan Chase Bank	(109,101)	(0.17)
(5,946)	Flowers Foods Inc	JPMorgan Chase Bank	(109,823)	(0.17)
(7,127)	Fulton Financial Corp	JPMorgan Chase Bank	(110,326)	(0.17)
(861)	Genesee & Wyoming Inc	JPMorgan Chase Bank	(63,731)	(0.10)
(6,570)	Genworth MI Canada Inc	JPMorgan Chase Bank	(193,377)	(0.30)
(51)	Givaudan SA	Morgan Stanley	(117,748)	(0.18)
(2,922)	GlaxoSmithKline Plc	Morgan Stanley	(55,494)	(0.09)
(2,057)	Grifols SA	JPMorgan Chase Bank	(53,848)	(0.08)
(1,118)	Halfmoon Parent Inc	Goldman Sachs International	(212,331)	(0.33)
(2,086)	Hennes & Mauritz AB	Goldman Sachs International	(29,651)	(0.05)
(1,040)	Hershey Co	JPMorgan Chase Bank	(111,467)	(0.17)
(12,460)	Home Capital Group Inc	JPMorgan Chase Bank	(131,369)	(0.20)
(2,421)	Hormel Foods Corp	JPMorgan Chase Bank	(103,328)	(0.16)
(745)	Illinois Tool Works Inc	JPMorgan Chase Bank	(94,384)	(0.15)
(1,580)	Kar Auction Services Inc	JPMorgan Chase Bank	(75,398)	(0.12)
(750)	KLA Tencor Corp	JPMorgan Chase Bank	(67,118)	(0.10)
(1,235)	Kohl's Corp	JPMorgan Chase Bank	(81,930)	(0.13)
(6,959)	Koninklijke Ahold NV	Morgan Stanley	(175,611)	(0.27)
(2,736)	Lagardere SCA	Morgan Stanley	(68,871)	(0.11)
(953)	Landstar System Inc	JPMorgan Chase Bank	(91,174)	(0.14)
(4,700)	Laurentian Bank of Canada	JPMorgan Chase Bank	(131,007)	(0.20)
(901)	Lear Corp	JPMorgan Chase Bank	(110,697)	(0.17)
(784)	Lennar Corp - Class A	JPMorgan Chase Bank	(30,694)	(0.05)
(775)	LivaNova Plc	JPMorgan Chase Bank	(70,889)	(0.11)
(268,100)	Lloyds Banking Group Plc	JPMorgan Chase Bank	(177,043)	(0.27)
(901)	LyondellBasell Industries NV	JPMorgan Chase Bank	(74,927)	(0.12)
(86,663)	Marks & Spencer Group Plc	Morgan Stanley	(272,845)	(0.42)
(587)	Merck & Co Inc	Morgan Stanley	(44,853)	(0.07)

## 金融負債(続き)

差金決済取引(17.99%)(31 December 2017: (16.54%)) (続き)

証券数	銘柄名	取引相手方	公正価値 US\$	純資産 比率(%)
(1,545)	Mercury Systems Inc	JPMorgan Chase Bank	(73,063)	(0.11)
(1,355)	Merit Medical System Inc	JPMorgan Chase Bank	(75,623)	(0.12)
(3,640)	National Bank of Canada	JPMorgan Chase Bank	(149,379)	(0.23)
(525)	Next Plc	Goldman Sachs International	(26,685)	(0.04)
(4,890)	Nuance Communications Inc	JPMorgan Chase Bank	(64,695)	(0.10)
(4,417)	Omnicom Group Inc	JPMorgan Chase Bank	(323,501)	(0.50)
(2,565)	Orade Corp	JPMorgan Chase Bank	(115,810)	(0.18)
(12,982)	Orange SA	Morgan Stanley	(210,065)	(0.32)
(2,526)	PACCAR Inc	JPMorgan Chase Bank	(144,336)	(0.22)
(1,461)	Pernod Ricard SA	Morgan Stanley	(239,331)	(0.37)
(1,006)	Pfizer Inc	Morgan Stanley	(43,912)	(0.07)
(2,289)	Philips Lighting NV	JPMorgan Chase Bank	(53,563)	(0.08)
(11,120)	Realogy Holdings Corp	JPMorgan Chase Bank	(163,242)	(0.25)
(971)	Robert Half International Inc	JPMorgan Chase Bank	(55,541)	(0.09)
(837)	Roche Holding AG	JPMorgan Chase Bank	(206,660)	(0.32)
(139)	Roche Holding AG	Morgan Stanley	(34,320)	(0.05)
(510)	Rockwell Automation Inc	JPMorgan Chase Bank	(76,745)	(0.12)
(910)	Ross Stores Inc	JPMorgan Chase Bank	(75,712)	(0.12)
(2,790)	Royal Bank of Canada	JPMorgan Chase Bank	(190,875)	(0.30)
(77,600)	Royal Bank of Scotland	Goldman Sachs International	(214,168)	(0.33)
(1,113)	Royal Bank of Scotland	JPMorgan Chase Bank	(51,053)	(0.08)
(2,730)	Siemens Gamesa Renewable	JPMorgan Chase Bank	(33,205)	(0.05)
(3,735)	Skechers USA Inc - Class A	JPMorgan Chase Bank	(85,494)	(0.13)
(1,285)	Sleep Number Corp	JPMorgan Chase Bank	(40,773)	(0.06)
(2,650)	Société Générale SA	JPMorgan Chase Bank	(84,276)	(0.13)
(2,760)	Sotheby's	JPMorgan Chase Bank	(109,682)	(0.17)
(2,665)	Stericycle Inc	JPMorgan Chase Bank	(97,779)	(0.15)
(9,685)	Svebska Handelsbanken AB SA	Goldman Sachs International	(107,382)	(0.17)
(5,262)	Takeda Pharmaceutical Co	JPMorgan Chase Bank	(177,694)	(0.27)
(270)	Tesla Motors Inc	JPMorgan Chase Bank	(89,856)	(0.14)
(910)	Texas Roadhouse Inc	JPMorgan Chase Bank	(54,327)	(0.08)
(4,285)	Trupanion Inc	JPMorgan Chase Bank	(109,096)	(0.17)
(1,875)	UMB Financial Corp	JPMorgan Chase Bank	(114,319)	(0.18)
(2,490)	Under Armour Inc Class C	JPMorgan Chase Bank	(40,263)	(0.06)
(12,340)	Unicredit Spa	JPMorgan Chase Bank	(139,569)	(0.22)
(2,541)	Unilever Nv Certificates	Morgan Stanley	(137,743)	(0.21)
(7,375)	Valvoline Inc	JPMorgan Chase Bank	(142,706)	(0.22)
(555)	Vestas Wind Systems A/S	JPMorgan Chase Bank	(41,838)	(0.06)
(2,066)	VF Corp	JPMorgan Chase Bank	(147,388)	(0.23)
(100)	VMware Inc - Class A	JPMorgan Chase Bank	(13,713)	(0.02)

## 金融負債（続き）

差金決済取引（17.99%）（31 December 2017:（16.54%））（続き）

証券数	銘柄名	取引相手方	公正価値 US\$	純資産 比率（%）
(4,270)	Volvo AB	JPMorgan Chase Bank	(55,844)	(0.09)
(1,390)	Walgreens Boots Alliance Inc	JPMorgan Chase Bank	(94,979)	(0.15)
(1,000)	Walt Disney Co	JPMorgan Chase Bank	(109,650)	(0.17)
(8,680)	Western Union Co	JPMorgan Chase Bank	(148,081)	(0.23)
(1,430)	WR Berkley Corp	JPMorgan Chase Bank	(105,691)	(0.16)
(5,095)	Zillow Group Inc	JPMorgan Chase Bank	(160,900)	(0.25)
差金決済取引に係る評価損 計*			(11,642,941)	(17.99)

トータル・リターンズワップ取引<sup>2</sup>（0.64%）（31 December 2017:（1.99%））

想定元本	満期日	変動金利レート <sup>3</sup>	参照組織	評価（損）益	公正価値 US\$	純資産 比率（%）	
USD	448,220	05/04/19	1.250	TPH AMLP Hedge	36,791	(411,429)	(0.64)
トータル・リターンズワップ取引に係る評価損 計*				36,791	(411,429)	(0.64)	

<sup>2</sup> トータル・リターンズワップ取引の取引相手方はMorgan Stanley。<sup>3</sup> トータル・リターンズワップ取引のベンチマークは、当日FEDEF。

	公正価値 US\$	純資産 比率（%）
金融負債 計	(12,560,624)	(19.41)
金融純資産	31,111,255	48.08
その他純資産	33,593,581	51.92
受益者に帰属する純資産	64,704,836	100.00

ポートフォリオ分析	US\$	総資産 比率（%）
* 公認の証券取引所への上場を認められた譲渡可能証券または金融市場商品	23,605,488	29.81
** 規制市場で取引される譲渡可能証券または金融市場商品	11,002,065	13.89
† その他譲渡可能証券または金融市場商品	50,374	0.06
μ 投資ファンド	315,773	0.40
∅ その他有価証券	0	0.00
± 規制市場で取引されている金融デリバティブ商品	266,044	0.34
∞ 店頭デリバティブ商品	(4,128,489)	(5.21)
有価証券 計	31,111,255	39.29

## 財務諸表に関する注記（抜粋）

2018年12月31日現在

## 重要な会計方針

ニューバーガー・パーマン・インベストメント・ファンズ・ピーエルシー（以下「当社」という。）が採用している重要な会計方針は以下の通りである。

## 財務諸表の作成の基礎

本財務諸表は、アイルランドで一般に公正妥当と認められる、2014年の会社法（同改訂を含む）、改訂2011年欧州委員会の譲渡可能証券の集合投資事業指令（Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities）、2013年

中央銀行(監督及び執行)法(セクション48(1))(譲渡可能証券の集合投資事業指令)2015年規則(2015年S.I.No.420)(以下「中央銀行UCITS規則」という。)及びユーロネクスト・ダブリン上場規程からなる会計基準に準拠して作成されている。本財務諸表は、財務報告基準(Financial Reporting Standard(以下「FRS」という。))第102号「英国およびアイルランド共和国において適用される財務報告基準」に準拠して作成されている。アイルランド共和国で、真実かつ公正な概観を与える財務諸表の作成における、一般に公正妥当と認められる会計基準は、アイルランド勅許会計士協会が発行し、財務報告評議会(Financial Reporting Council、以下「FRC」という。)により公表されたものである。

本財務諸表は取得原価法に基づいて作成されており、損益を通じて公正価値で計上される金融資産及び金融負債の再評価により修正されている。評価時刻は、関連する取引日の市場終了時点である。取引日は各営業日、又は取締役が決定し、事前にアドミニストレーター及び株主に通知したそれ以外の日である。

本財務諸表の様式及び特定の文言は、2014年会社法(同改訂を含む)及びFRS第102号のものを適用しているため、取締役は、本財務諸表は投資ファンドとしての当社の事業の性質をより適正に反映していると考えている。当社は、特定のオープン・エンド型投資信託に適用可能なFRS第102号におけるキャッシュ・フロー計算書作成の免除規定の要件を満たしている。

## 損益を通じて公正価値で計上される金融資産及び金融負債

### ( )分類

当社は、国際財務報告基準第9号(IFRS9)「金融商品」の認識及び測定に関する規定並びにFRS第102号の開示及び表示に関する要求事項をすべての金融商品の会計処理に対して適用することを選択した。2014年7月に公表されたIFRS9は、IAS第39号が定めていた指針に替わるものであり、金融商品の分類と測定について改訂された指針を含むものである。2018年1月1日以降に始まる会計期間から適用され、IAS第39号が規定していた金融商品も認識と認識の中止を継承している。IFRS9に従って、当社は、当社が保有するすべての投資を、損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債に指定している。債権ポジション(プラスの公正価値)にあるすべてのデリバティブ及び買建オプションは、損益を通じて公正価値で測定する金融資産-売買目的保有分に含まれる。債務ポジション(マイナスの公正価値)にあるすべてのデリバティブ及び売建オプションは、損益を通じて公正価値で測定する金融負債-売買目的保有分に含まれる。

損益を通じて公正価値で測定するものに該当しない金融資産には、ブローカーからの証拠金及び未収債権の一定残高が含まれ、それらは貸付金及び債権に分類される。

損益を通じて公正価値で測定するものに該当しない金融負債には、償却原価で測定されるブローカーへの未払金及び未払債務の一定残高が含まれる。

### ( )当初測定

金融商品の購入及び売却は、財務諸表目的では約定日に会計処理される。金融商品売却による実現損益は、先入先出法に基づき算定される。損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される金融商品は、公正価値で当初測定され、当該商品に係る取引コストは損益計算書に直接認識される。

### ( )事後測定

当初認識後に当社は、損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される金融商品を、公正価値で測定する。公正価値とは、取引の知識がある自発的な当事者が独立した第三者間取引において資産を交換又は負債を決済する場



合の金額をいう。金融商品の公正価値は、貸借対照表日付における公認の証券取引所での公的市場相場価格か、証券取引所で取引されていない商品の場合には、信頼のおけるブローカー/取引相手先から入手し、将来の見積り売却コストを控除しない価格に基づく。IFRS9に従い、当社の有価証券及びその他資産は、2018年12月31日現在の最新の取引価格で評価され、純資産額が決定される。

しかしながら、取締役は、よりよく公正価値を反映するために必要と考えられる場合には、金融資産の評価を調整する場合がある。公認の証券取引所又はブローカー/取引相手先から公式な市場相場価格を入手できない場合には、当社の評価方針に従って慎重かつ誠実に実現の可能性のある価額を算定する。かかる実現可能価額は、アドミニストレーターが直近の第三者間市場取引の利用を含む評価技法や、実質的に同じである他の商品の現在の公正価値、割引キャッシュ・フロー技法、オプション価格設定モデル、又は実際の市場取引における信用性のある見積価格を算定するためのその他の評価技法を用いて算定する。損益を通じて公正価値で測定する金融商品の公正価値のその後の変動は、損益計算書に認識される。

取締役は、特定のインデックスの値が変動しており、外国資本証券の海外取引所における終値が、当該証券からファンドが得られる金額をもはや表していないことを示していると考えられる場合、あるいは外国市場は休場しているが米国市場は開いている日において、公正価値の決定を補助するためにインターアクティブ・データ・プライシング・アンド・リファレンス・データ社(Interactive Data Pricing and Reference Data Inc.(以下「インターアクティブ社」という。))を利用することを承認している。

これらの各状況において、インターアクティブ社は、複数要素の過去の相関関係の統計的分析を用いて、特定の外国資本証券の調整価格(間接的な価格を利用することから、レベル2のインプット)を提供する。ニューヨーク証券取引所のクローズ時点におけるこれらの外国証券の時価に関する正確な情報が無い状況においては、取締役は、このような方法で調整された価格は、これらの証券が主に取引されている外国市場での終値と比較して、ファンドが現時点での売却から実現できるであろう価格により近似している可能性が高いと、入手可能なデータに基づいて判断している。

#### ( )金融資産および金融負債の認識の中止

当社は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時点、又は金融資産を移転し、その移転がIFRS9の認識の中止の要件を満たす場合に、金融資産の認識を中止する。契約条項に従って、獲得又は発生した利息はそれぞれ受取利息又は支払利息に認識する。当社は、契約書に明記された債務の免除、取消又は失効された場合は、金融負債の認識を中止する。

### 不動産投資信託証券

不動産投資信託証券の受益証券は、直近の入手可能な純資産価額、規制市場に上場しているか規制市場で取引されている場合には、最終の取引価格あるいは呼び値の仲値、それらが入手できない、もしくは適正な価格を表していない場合には、その集団的投資スキームに関連するとみなされる直近の入手可能な純資産価額で評価される。

### 投資ファンド

投資ファンドのユニット又は参加権であるすべての投資の公正価値は、当該ユニット又は参加権の直近の入手可能な未監査の純資産価額である。上場ファンドのユニット又は受益証券は、直近の入手可能な純資産価額で評価される。規制市場に上場しているか規制市場で取引されている場合には、最終の取引価格で評価される。

## 参加証書

本ポートフォリオは、参加証書に投資する場合がある。全額払込済みであり、権利行使価格がゼロである参加証書は、本ポートフォリオが原資本を直接的に取得した場合と同一のリスクとリターンを有する。これらの参加証書は、当該参加証書が上場している証券取引所又は主要市場における原資本の最終買呼値で評価される。買呼値が入手できない、またはそれが適正価格を表していない場合には、その証券取引所もしくは市場における入手可能な最終仲値で評価される。

## アセットバック証券およびモーゲージ担保証券

アセットバック証券およびモーゲージ担保証券の評価には、通常、入手可能な期限前償還の速度や、キャッシュ・フロー、スプレッド調整の他、ベンチマーク利回りや、取引情報、ブローカー・ディーラー相場価格、発行体スプレッド、ベンチマーク構成証券、ビッドとオファー状況、市場調査レポート等の参考情報を含むその他のマーケット情報などを含む、多くの要因を考慮したモデルを利用する。

## TBA証券

本ポートフォリオは、通常の決済日を過ぎた将来の日付において固定のユニット価格で有価証券を購入するTo Be Announced（以下、「TBA」という。）購入コミットメントを締結する場合がある。一口当たりの価格は設定されているが、元本価額は最終決定されていない。本ポートフォリオは、ユニットの決済日まで、購入価格を充足する額の現金又は優良債務証券を保有及び維持するか、相殺のために保有する他の有価証券の先渡契約を締結する場合がある。有価証券からの収益は、決済日まで認識されない。未決済のTBA購入コミットメントは、現在の時価で評価される。

本ポートフォリオは、ポートフォリオのポジションをヘッジする目的で、又は遅延引渡の取決めの下で保有するモーゲージ担保証券を売却する目的で、TBA売却コミットメントを締結する場合がある。TBA売却コミットメントの代金は、契約上の決済日まで受領されない。TBA売却コミットメントが決済されるまでの期間、同等の引渡し可能な有価証券、又は売却コミットメントの日までに引渡し可能な、それを相殺するTBA購入コミットメントを、取引の「カバー」として保有する。未決済のTBA売却コミットメントは、現在の時価で、通常は会計方針に前述された手続きに従って評価される。

## 為替予約取引

為替予約取引とは、二当事者間で、将来の日付にあらかじめ定められた価格で通貨を売買する契約である。為替予約取引の時価は、先物為替レートの変動を反映する。為替予約取引は日次で時価評価され、価額の変動は未実現損益として計上される。契約締結時と契約終了時の価額の差額である実現損益は、通貨の受け渡し時点で計上されるか、又は為替予約取引が同一のブローカーと別の為替予約取引をすることで相殺される場合には、純損益の決済時に計上される。

## 先物取引

当初委託証拠金は、先物取引の締結時に、通常は現金及び現金同等物で支払われる。先物取引の公正価値は、日々の清算価格に基づく。未決済の先物取引の価額の変動は、契約終了時までは先物取引に係る未実現損益として認識され、契約終了時に実現損益として認識される。未決済の先物取引に係る損益は、関連ファンドの有価証券等明細表に記載されており、適切な場合には、貸借対照表に損益を通して公正価値で測定する金融資産/金融負債として表示されている。

## スワップ契約

スワップ契約とは、ポートフォリオと取引相手先との間で、ある金融商品から生じたリターンを、別の金融商品から生じたリターンと交換することを非公開に交渉した取決めである。一部のスワップ契約は純額で決済される。店頭（以下「OTC」という。）スワップ契約の締結時および取引の期間において、本ポートフォリオ及び/又はスワップの取引相手先は、債務不履行、倒産又は破産した場合に訴求できるように、関連するスワップの契約条項に従って、現金又は有価証券を担保として差し入れる、又は受領する場合がある。

### 金利スワップ

ポートフォリオは、金利リスクに対するエクスポージャーを管理する目的で、想定元本金額に基づくキャッシュ・フローを二当事者間で交換する取決めである金利スワップ契約を締結する場合がある。金利スワップ契約は、取引相手先あるいは価格提供サービス機関から入手する相場価格等に基づいて日次で時価評価され、価額に変動がある場合には未実現損益として計上される。支払い額又は受領額は、実現損益の一部として計上される。

### クレジット・デフォルト・スワップ

クレジット・デフォルト・スワップとは、二者間の金融契約であり、プロテクション売主による対象組織の信用事由（倒産、債務不履行または債務の条件変更等）の発生による偶発的支払いの見返りとして、プロテクション買主が報酬（通常は想定元本に対する年利で表される）を支払う契約である。偶発的支払いの決定に用いる信用事由及び適用される決済の仕組みは、取引時において当事者間で交渉される。

信用事由が発生した時点で、プロテクション買主は契約を決済する権利を有する。決済は通常現物で行われ、プロテクション買主が契約の想定元本を上限として参照対象の債券を売却する権利を有する。その見返りとして、プロテクション買主は、当該債券の額面価格を受取る。プロテクションの売却は、実質的には社債又は社債の代替債券の購入と同等である。プロテクションの購入は、実質的には社債又はその他の信用エクスポージャーの空売り又はヘッジと同等である。

クレジット・インデックスを対象とするクレジット・デフォルト・スワップ契約は、クレジット・インデックスを構成する参照対象のすべて又は一部において、評価減、元本の不足、利息の不足または債務不履行の事由が発生した場合に当事者が特定されたリターンを受け取る権利と交換に、他方の当事者に対して一連の金銭の支払いを行うものである。クレジット・インデックスは、信用市場全体の一部を代表するように設計された信用金融商品又はエクスポージャーのバスケットで構成される。インデックスの構成要素には、各セクターにおける投資適格証券、ハイ・イールド証券、資産担保証券、新興市場、及び/又は様々な信用格付けのものが含まれるが、これらに限定されない。クレジット・インデックスは、固定スプレッド及び基準満期日等の標準化された条件を伴うクレジット・デフォルト・スワップを使って取引される。インデックス・クレジット・デフォルト・スワップは、インデックス内の全銘柄を参照し、債務不履行が発生した場合には、インデックスにおける当該銘柄の割合に応じて信用事由が処理される。インデックスの構成は定期的に、通常は6ヶ月毎に変更され、ほとんどのインデックスにおいて、インデックス内の各銘柄のウェイトは同じである。

クレジット・デフォルト・スワップ契約の利用の範囲は、その利益が原商品への直接投資で得られる利益と同一であり、且つスワップを利用しなければ発生しなかったリスク（クレジット・デフォルト・スワップ取引相手先に対するエクスポージャーを除く）にポートフォリオが晒されることのないものに限られる。ポートフォリオがプロテクション売主として受け取る前払金は、そのポートフォリオの帳簿に負債として計上される。ポートフォリオがプロテクション買主として支払う前払金は、そのポートフォリオの帳簿に資産として計上される。ポートフォリオが受領した又は支払った金額は、実現損益と

して計上される。クレジット・デフォルト・スワップは価格提供サービス機関を利用して評価される。価格提供サービス機関が利用できない場合には、取引相手先から入手する相場価格又は評価モデルを用いた計算に基づいて日次で時価評価され、変動があった場合には、未実現損益として計上される。信用事由の発生又は契約の終了の結果受領した又は支払った金額は、それに対応する前払金と相殺後の金額で実現損益として認識する。

#### トータル・リターン・スワップ

ポートフォリオは、トータル・リターン・スワップ及びストラクチャード・スワップを締結する場合がある。これは、ポートフォリオ資産の全般的な構成を反映するインデックスのリターンと、通常はLIBORまたは他のインデックスより高いあるいは低い利率で固定された利回りとを交換する目的で行われる。ポートフォリオが支払う又は受け取る利回りは、スワップを締結する前に交渉され、スワップの期間中を通して固定される。

ポートフォリオは、直接の投資、又は先物取引等の他の形態のデリバティブを利用することが実務的又は経済的でない場合において、マーケット・エクスポージャーを得る目的でトータル・リターン・スワップ及びストラクチャード・スワップを締結する場合がある。スワップは、取引相手先から入手した、又は価格提供サービス機関から入手した価格、その他の場合においては評価モデルを用いた計算に基づいて日次で時価評価される。評価モデルで使用される重要な仮定及び計算式は、個別の条件概要書に明確に定義されている。通常、トータル・リターンは、日々のインデックスの水準又は日々の価格に、あらかじめ決定された想定元本を乗じて決定され、すべてを含んだ評価を行うためにファイナンスに係る部分も組み込まれる。

評価額に変動がある場合には、未実現損益として計上される。受領した又は支払った金額は、実現損益として計上される。当社は年度末時点で未決済のトータル・リターン・スワップを、「投資ポートフォリオ」のセクションで開示している。

#### 通貨スワップ

通貨スワップ契約とは、二当事者間で二つの異種通貨を交換し、将来の日付においてあらかじめ決定された為替レートで再交換することに合意する契約である。契約開始日における通貨交換は、当日のスポット・レートで行われる。満期時における再交換は、開始日と同一の為替レート、特定のレート、又は満期時におけるスポット・レートで行われる。金利の支払いを伴う場合には、契約開始日における二つの通貨に適用される金利に基づいて、二当事者間で受け払いが行われる。通貨スワップ契約期間は、何年にもわたる場合がある。通貨スワップは通常、商業銀行及び投資銀行と締結される。通貨スワップの中には、元本の交換によるキャッシュ・フローを伴わず、利息の交換によるキャッシュ・フローのみを生じさせるものがある。

#### オプション

本ポートフォリオがオプションを売建てる場合、本ポートフォリオが受領したプレミアムと同額が負債として計上され、その後現在の公正価値に調整される。行使された売建コールオプションに係るプレミアムは、原有価証券又は外貨の売却からの受領額に加算され、実現損益が算定される。行使された売建プットオプションのプレミアムは、購入した有価証券又は外貨の原価から控除される。失効した売建オプションから受領したプレミアムは、実現益として取り扱う。行使された買建プットオプションのプレミアムは、原有価証券又は外貨の売却からの受領額から控除され、実現損益が決定される。行使した買建コールオプションに係るプレミアムは、購入した有価証券又は外貨の原価に加算される。行使せずに失効した買建オプションの支払いプレミアムは、実現損として取り扱う。上場オプションは関連する取引所で決定された清算価格で評価される。

## スワップション

本ポートフォリオがスワップションを売建する場合、本ポートフォリオが受領するプレミアムに相当する金額は負債として計上され、その後現在の公正価値に調整される。未行使のまま満期となるスワップションの売建から受領されるプレミアムは、行使期間満了日に実現利益として扱われる。売り建てていたコール・スワップションが行使される場合、プレミアムは原スワップの売却代金に加算され、実現損益が算定される。売り建てていたプット・スワップションが行使される場合、プレミアムは購入したスワップの原価を引き下げる。

本ポートフォリオがスワップションを買建する場合、本ポートフォリオが支払うプレミアムに相当する金額は資産として計上され、その後現在の公正価値に調整される。未行使のまま満期となったスワップションの買建に対して支払ったプレミアムは、行使期間満了日に実現損失として扱われる。買建したペイヤー・スワップションを行使した場合、プレミアムは、原スワップの売却代金から差引かれ、関連するポートフォリオが利益または損失を実現したか否かが決定される。買建したレシーバー・スワップションを行使する場合、プレミアムは、スワップされた変動金利の投資の原価に加算される。スワップションの価格は、値付業者又は取引相手方の価格ソースのいずれかに基づいて決定される。

## 差金決済取引

差金決済取引は、同取引の基準通貨に変換された原有価証券の市場取引終値から、個別に計上された各取引に帰属する金融費用を控除した額で評価される。現在の時価は、貸借対照表に表示されている。差金決済取引の締結時には、取引金額の一定割合と同額の現金及び/又はその他の資産（以下「当初証拠金」という。）をブローカーに担保として差し入れることを要求される場合がある。その後、原有価証券の価額の変動に応じて、「変動証拠金」と称される支払いの授受が定期的に行われる。差金決済取引がオープンの間は、原有価証券の価額を反映するために各評価日において時価評価することにより、取引の価額の変動が未実現損益として認識される。取引終了時の実現損益は、差金決済取引締結時の価額（財務費用を含む）と取引終了時の価額との差額と同額である。

オープンの差金決済取引に帰属する配当（源泉徴収税控除後）は、年度末において未収配当金とみなされる。

## 金融商品の相殺

金融資産及び金融負債は、認識された金額を相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ純額で決済する意図、あるいは資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図が存在する場合に相殺され、貸借対照表において純額で表示される。

## 現金及び現金同等物

現金は銀行の当座預金からなる。現金同等物とは、既知の金額の現金に容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない高い流動性のある短期投資であり、投資又はその他の目的ではない、短期のコミットメントである。

現金及び現金同等物は、その額面、及び該当する場合には関連する取引日の評価時点までの未収利息を含めた額で評価する。ただし、（投資顧問会社及びアドミニストレーターに相談の上で）取締役が、真の価額を反映するために調整が必要であると判断した場合はこの限りではない。

## 会社の現金口座

アイルランド中央銀行のガイダンス「Umbrella Funds-Cash Account Holding Subscription, Redemption and Dividend Monies」に従い、アドミニストレータは会社の為に複数の現金口座を運営している。Brown Brothers Harriman Trustee Services (Ireland) Limited（「保管会社」という。）に開設されているこれらの口座は、投資家から受領した未処理の受益証券申込金や未払いの買戻し代金あるいはその他の投資家に帰属する資金であり、会社の資産とみなされる。

これら口座の年度末における残高は、会社の貸借対照表に計上される。

## 外貨換算

—

### 機能通貨及び表示通貨

当該ファンドのポートフォリオの機能通貨及び表示通貨は、一部のファンドを除き、米ドルである。当社の純資産の大部分の基準通貨は米ドルであり、したがって統一的に用いる通貨は米ドルが最も適切であるとみなされる。

### 取引及び残高

ポートフォリオの機能通貨以外の通貨建ての資産及び負債は、貸借対照表日付における実勢為替レートに基づいて機能通貨に換算される。ポートフォリオの機能通貨以外の通貨建ての取引は、取引日における実勢為替レートに基づいて機能通貨に換算される。外国為替取引に係る損益は、事業年度の実績を決定する際に損益計算書に認識される。

機能通貨以外の通貨建ての買戻可能受益証券の申込みに係る受領額及び買戻しに係る支払額は、取引日における実勢レートに基づいて機能通貨に換算される。貸借対照表は事業年度末の為替レートに基づいて、損益計算書及び純資産変動計算書は期中平均レートに基づいて換算される。

## 収益および費用の認識

—

受取配当金は、関連する有価証券が「配当落ち」となり、本ポートフォリオがその情報を合理的に入手できる範囲において、配当落ち日に損益計算書に認識される。受取配当金及び受取利息は、すべての回収不能な源泉徴収税を含んだ総額で表示し、源泉徴収税は別途税額控除後の純額を損益計算書で開示する。銀行預金に対する利息は受領ベースで会計処理される。

すべての負債性金融商品について、受取利息及び支払利息は実効金利法を用いて損益計算書に認識される。実効金利法とは、金融資産または金融負債の償却原価を算定し、受取利息又は支払利息を対応する期間にわたって分配する方法である。実効金利は、金融商品の予想残存期間（適切な場合には、より短い期間）を通じての将来の現金支払額又は受取額の見積額を、当該金融資産又は金融負債の正味帳簿価額まで正確に割り引く利率をいう。

## 投資の実現損益

—

損益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却に伴う実現損益は、先入先出法に基づき算定される。損益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却において、付随する為替レートの当該資産購入日から売却日までの期間に係る変動は、損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益に含まれる。投資取引は約定日、すなわち本ポートフォリオが資産を購入又は売却することを確約した日に認識する。

## 租税

現行法及び慣行に基づき、当社は改訂1997年租税統合法第739条B（1）に定める投資信託としての資格を有している。したがって、当社は関連する収益及び関連するゲインに対してアイルランドの租税を課されない。しかし、当社において課税事象が発生した場合には、アイルランドの租税が課される可能性がある。

課税事象には、受益者に対する分配金の支払い、受益証券の換金、償還及び移転、並びに当該受益証券の取得から8年毎の年度末における受益証券の保有が含まれる。次に掲げる課税事象については、当社に対するアイルランドの租税は課されない。

- ( )課税事象が発生した時点で、アイルランドの居住者でなく、税務上もアイルランドの通常の居住者でもない受益者で、改訂1997年租税統合法の定めに従って、当社にその旨の適切な宣言書を提出した者、及び
- ( )アイルランド税の免除対象となっている、居住者である特定の受益者で、必要な署名の入った法定宣言書を当社に提出したもの。

当事業年度において、課税事象はなかった。

当社が受け取ったキャピタル・ゲイン、（行った投資に対するものがあれば）配当金及び利息は、これら投資収益／ゲインが発生した国において課される源泉徴収税の対象となる場合があり、かかる税金は当社又はその受益者に還付されない場合がある。

2010年財政法は、内国歳入庁が、適切な宣言書の提出がない場合でも「同等の対策」を満たすことを条件に、アイルランド国外で販売された投資ファンドが、アイルランド租税を源泉徴収せずに非居住者である投資家に対して支払いを行うことを承認できると定めている。承認を希望する企業は、関連する条件を充足していることを確認し、内国歳入庁に対して書面で申請しなければならない。

2018年12月31日現在、当社は内国歳入庁に対して承認の申請を行っていない。

## 買戻可能受益証券

買戻可能受益証券は受益者のオプションで買戻し請求が可能であり、金融負債に分類される。これらの受益証券に係る分配金はすべて、損益計算書に財務費用として認識される。買戻可能受益証券は、本ポートフォリオの純資産額の比例持分と同額の現金との交換によって、取引日であればいつでも本ポートフォリオに戻すことができる。買戻可能受益証券は、貸借対照表基準日に、受益者が本ポートフォリオに対し買戻可能受益証券を戻す権利を行使した場合の償還額が計上されている。

## 分配方針

取締役は、累積型クラスに帰属する投資純利益及び実現キャピタル・ゲイン純額を全額累積することを決定している。従って、当該クラスの受益証券に対して分配を行うことは意図していない。

## 分配金の源泉

条項に従って、取締役は受益証券に関し、当社の投資に関連した（受取配当金及び受取利息を含む）純利益及び／又は、実現または未実現のキャピタル・ゲインが実現または未実現のロスを超えた額（総称して「純利益」という。）から、ま

た元本からも、分配を行うことを決定することができる。分配金は、受益者の当初元本の一部を払い戻すことまたは受益者の当初元本に帰属するキャピタルゲインから支払われる。そうした分配金の支払いは、関連した証券の純資産を直ちに減少させることになるかもしれない。

取締役の現在の考えでは、僅少基準額の設定はあるが、(i)(週次)分配型、(ii)(月次)分配型、(iii)(キャピタルゲイン)分配型、および(iv)その他の分配型クラスで、関連する補完目論見書においてキャピタルと純利益から分配を行うことが定められているものを除き、各分配型クラスに帰属する純利益の最低85パーセントを配当として行うこととしている。しかしながら、受益者は、取締役の裁量で分配を行わないことを決定する可能性があることに留意すべきである。

(週次)分配型、(月次)分配型及び(キャピタルゲイン)分配型については、取締役は純利益及び元本の合算から、各クラスの受益証券に対して週次、月次及び半期に分配を行う考えである。そうすることにより、対応する期間の純利益が分配額を下回る場合でも、差額が関連する受益証券の元本から支払われるため、各クラスが定期的かつ定められた分配を行うことが可能になる。(週次)分配型、(月次)分配型及び(キャピタルゲイン)分配型に帰属する純利益が、対応する期間の分配額を超過する場合には、分配額を超過する純利益は対応する受益証券に関する分配勘定に留保され、翌分配期間に支払い予定の分配の一部となる。前述の記載は、取締役の(週次)分配型、(月次)分配型及び(キャピタルゲイン)分配型に関する分配の支払いに関する現在の考えであるが、取締役の裁量で分配を行わないことを決定する場合があります、分配が支払われる保証はない。

#### 分配の頻度

通常、取締役は、各クラスに関連する分配を以下の通り行う考えである。

- (a) すべてのポートフォリオにおける各(週次)分配型クラスについては、各週最終営業日までに分配を決定し支払うものとする。
- (b) すべてのポートフォリオにおける各(月次)分配型クラスについては、各月最終営業日までに分配を決定し、その後3営業日以内に支払うものとする。
- (c) すべてのポートフォリオにおける各(キャピタルゲイン)分配型クラスについては、半期ごとに分配を決定し、30営業日以内に支払うものとする。
- (d) (省略)
- (e) (省略)
- (f) ニューバーガー・パーマン・アブソリュート・リターン・マルチ・ストラテジー・ファンドのその他の分配型クラスについては、半期ごとに分配を決定し、30営業日以内に支払いを行うものとする。
- (g) (省略)
- (h) その他すべてのポートフォリオの分配型クラスについては、年次で分配を決定するものとし、12月31日に終了した前事業年度の分配型クラスの純利益に関して、30営業日以内に支払いを行うものとする。

分配可能な収益があることを条件に、取締役はどの分配型クラスに関しても中間配当の実施を決定する場合がある。取締役が分配型クラスについて分配を決定した日における当該分配型クラスの発行済み受益証券はすべて、分配を受領する権利を有する。

取締役は、関連するクラスの受益者への事前通知により、取締役の裁量で受益証券のあらゆるクラスの分配方針を変更できる権利を有し、本目論見書もかかる変更を反映するべく更新される。分配が決定された日から6年が経過した時点で、引き取りのない分配金は放棄したものとみなされ、関連するポートフォリオに返還される。





## 2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】  
(2019年8月末現在)

## NBマルチ戦略ファンド

資産総額	119,364,671 円
負債総額	71,828 円
純資産総額( - )	119,292,843 円
発行済数量	115,984,711 口
1単位当り純資産額( / )	1.0285 円

## (参考) マネー・マネジメント・マザーファンド

資産総額	37,282,671 円
負債総額	12,999 円
純資産総額( - )	37,269,672 円
発行済数量	37,310,627 口
1単位当り純資産額( / )	0.9989 円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

## 1 名義書換手続など

該当事項はありません。

## 2 受益者名簿

作成しません。

## 3 受益者に対する特典

ありません。

## 4 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

## 5 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

## 6 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

## 7 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

## 8 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（注）委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### イ 資本金の額および株式数

	2019年8月30日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

##### ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

#### ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

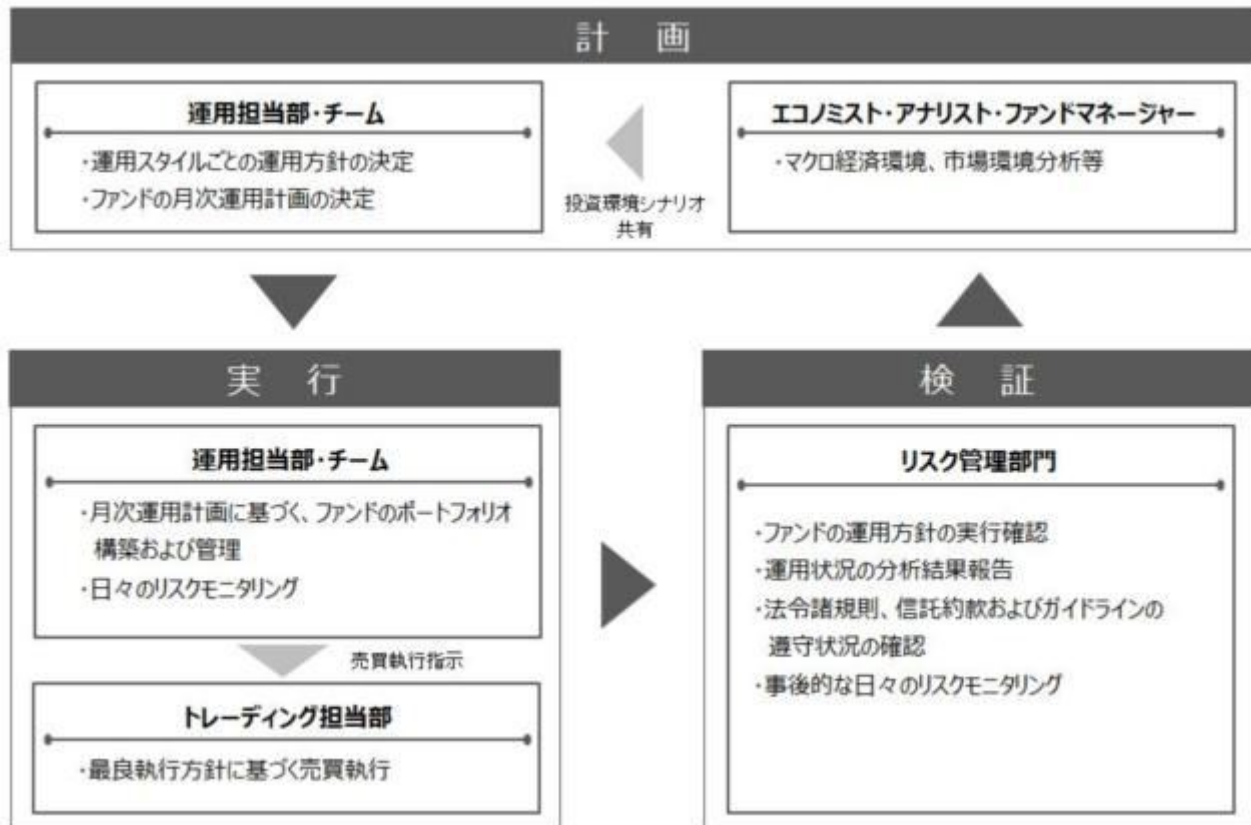
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

#### ニ 投資信託の運用の流れ



## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2019年8月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	764	8,176,418
単位型株式投資信託	115	635,603
追加型公社債投資信託	1	28,308
単位型公社債投資信託	188	532,167
合 計	1,068	9,372,497

## 3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,873,870	13,755,961
顧客分別金信託	20,010	20,011
前払費用	402,249	476,456
未収入金	39,030	64,856
未収委託者報酬	6,332,203	6,963,077
未収運用受託報酬	1,725,215	1,129,548
未収投資助言報酬	316,407	285,668
未収収益	50,321	44,150
その他の流動資産	10,891	31,771
流動資産合計	29,770,200	22,771,504
固定資産		
有形固定資産	1	
建物	185,371	173,517
器具備品	300,694	751,471
有形固定資産合計	486,065	924,988
無形固定資産		
ソフトウェア	409,765	479,867
ソフトウェア仮勘定	5,755	183,528
電話加入権	56	44
商標権	-	60
無形固定資産合計	415,576	663,501
投資その他の資産		
投資有価証券	10,616,594	10,829,628
関係会社株式	10,412,523	10,252,067

長期差入保証金	658,505	2,004,451
長期前払費用	69,423	97,107
会員権	7,819	7,819
繰延税金資産	1,394,447	1,426,381
投資その他の資産合計	23,159,314	24,617,457
固定資産合計	24,060,956	26,205,946
資産合計	53,831,157	48,977,450

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
顧客からの預り金	84	4,534
その他の預り金	92,326	1,480,229
未払金		
未払収益分配金	649	1,122
未払償還金	137,522	137,522
未払手数料	2,783,763	3,246,133
その他未払金	236,739	768,373
未払費用	3,433,641	3,535,589
未払消費税等	547,706	84,966
未払法人税等	1,785,341	670,761
賞与引当金	1,507,256	1,302,052
その他の流動負債	1,408	18,110
流動負債合計	10,526,438	11,249,395
固定負債		
退職給付引当金	3,319,830	3,418,601
賞与引当金	99,721	5,074
その他の固定負債	3,363	5,074
固定負債合計	3,422,915	3,428,751
負債合計	13,949,354	14,678,146
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	26,561,078	21,255,054
利益剰余金合計	28,382,283	23,076,258
株主資本計	39,011,267	33,705,242
評価・換算差額等		

その他有価証券評価差額金	870,535	594,061
評価・換算差額等合計	870,535	594,061
純資産合計	39,881,802	34,299,304
負債・純資産合計	53,831,157	48,977,450

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	36,538,981	39,156,499
運用受託報酬	8,362,118	6,277,217
投資助言報酬	1,440,233	1,332,888
その他営業収益		
情報提供コンサルタント		
業務報酬	5,000	-
サービス支援手数料	128,324	182,502
その他	55,820	49,507
営業収益計	46,530,479	46,998,614
営業費用		
支払手数料	16,961,384	18,499,433
広告宣伝費	353,971	361,696
公告費	1,140	125
調査費		
調査費	1,654,233	1,752,905
委託調査費	5,972,473	6,050,441
営業雑経費		
通信費	40,066	46,551
印刷費	339,048	338,465
協会費	-	24,700
諸会費	45,465	23,756
情報機器関連費	2,582,734	2,872,416
販売促進費	34,333	49,118
その他	136,669	148,307
営業費用合計	28,121,520	30,167,918
一般管理費		
給料		
役員報酬	196,529	190,951
給料・手当	6,190,716	6,308,066
賞与	601,375	514,259
賞与引当金繰入額	1,566,810	1,235,936
交際費	25,709	27,802
寄付金	-	82
事務委託費	256,413	286,905



旅費交通費	220,569	228,538
租税公課	282,036	285,369
不動産賃借料	654,286	612,410
退職給付費用	419,884	463,553
固定資産減価償却費	329,756	378,530
諸経費	285,490	290,243
一般管理費合計	11,029,580	10,822,651
営業利益	7,379,378	6,008,044

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	51,335	-
受取利息	520	623
時効成立分配金・償還金	2,622	72
原稿・講演料	894	1,951
雑収入	10,669	36,408
営業外収益合計	66,042	39,055
営業外費用		
為替差損	5,125	15,760
雑損失	913	7,027
営業外費用合計	6,038	22,787
経常利益	7,439,383	6,024,312
特別利益		
投資有価証券償還益	61,842	289,451
投資有価証券売却益	30,980	7,247
過去勤務費用償却益	1	79,850
特別利益合計	92,822	376,549
特別損失		
固定資産除却損	2	1,462
投資有価証券償還損		13,668
投資有価証券売却損		14,605
関係会社株式評価損	3	160,455
合併関連費用	4	187,140
特別損失合計	505,996	377,331
税引前当期純利益	7,026,209	6,023,530
法人税、住民税及び事業税	2,350,891	1,750,031
法人税等調整額	280,166	90,084
法人税等合計	2,070,725	1,840,116
当期純利益	4,955,483	4,183,413

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	23,493,074
当期変動額							
剰余金の配当							1,887,480
当期純利益							4,955,483
株主資本以外の 項目の当期変動額 （純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,068,003
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,561,078

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	25,314,279	35,943,263	327,116	327,116	36,270,379
当期変動額					
剰余金の配当	1,887,480	1,887,480			1,887,480
当期純利益	4,955,483	4,955,483			4,955,483
株主資本以外の 項目の当期変動額 （純額）			543,419	543,419	543,419
当期変動額合計	3,068,003	3,068,003	543,419	543,419	3,611,423
当期末残高	28,382,283	39,011,267	870,535	870,535	39,881,802

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,561,078
当期変動額							
剰余金の配当							9,489,438
当期純利益							4,183,413
株主資本以外の 項目の当期変動額 （純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	5,306,024
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,255,054

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	28,382,283	39,011,267	870,535	870,535	39,881,802
当期変動額					
剰余金の配当	9,489,438	9,489,438			9,489,438
当期純利益	4,183,413	4,183,413			4,183,413
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)			276,474	276,474	276,474
当期変動額合計	5,306,024	5,306,024	276,474	276,474	5,582,498
当期末残高	23,076,258	33,705,242	594,061	594,061	34,299,304

## 注記事項

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
器具備品	3～20年

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

#### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## (表示方法の変更)

「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第28号平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」715,988千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,394,447千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)（評価性引当額の合計額を除く。）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

## (貸借対照表関係)

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
建物	312,784千円	350,176千円
器具備品	768,929千円	922,553千円

## 2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。

当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入金未実行残高	- 千円	- 千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

## 3 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、令和5年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
Sumitomo Mitsui Asset Management (New York)Inc.	204,923千円	174,854千円

## (損益計算書関係)

## 1 過去勤務費用償却益

過去勤務費用償却益は、退職金規程を変更したことに伴い発生した過去勤務費用の一時処理額であります。

## 2 固定資産除却損

	前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
器具備品	0千円	695千円
ソフトウェア	9,000千円	766千円
ソフトウェア仮勘定	345,695千円	- 千円

## 3 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損は、関連会社の株式について減損処理を適用したことによるものであります。

## 4 合併関連費用

合併関連費用は、主に目論見書等の一斉改版費用及び当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する業務委託費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

## 1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

## 2.剰余金の配当に関する事項

## (1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,887,480	107,000.00	平成29年 3月31日	平成29年 6月28日

## (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成30年6月26日開催の第33回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,822,400	160,000.00	平成30年 3月31日	平成30年 6月27日

当事業年度(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)

## 1.発行済株式数に関する事項

当社は平成30年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	17,622,360株	-	17,640,000株

## 2.剰余金の配当に関する事項

## (1)配当金支払額等

当社は平成30年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

当該株式分割は平成30年11月1日を効力発生日としておりますので、平成31年1月31日を基準日とする一株当たり配当額につきましては、株式分割後の株式数を基準に記載しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,822,400	160,000.00	平成30年 3月31日	平成30年 6月27日
平成31年2月28日 臨時株主総会	普通株式	6,667,038	377.95	平成31年 1月31日	平成31年 3月22日

## (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

令和1年6月24日開催の臨時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和1年6月24日 臨時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,469,600	140.00	平成31年 3月28日	令和1年 6月25日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
1年以内	208,187	597,239
1年超	42,916	6,115,662

合計	251,104	6,712,901
----	---------	-----------

## (金融商品関係)

## 1.金融商品の状況に関する事項

## (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

## (2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式及び50%出資した関連会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

## (3)金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

## 市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

## (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

## 2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません(注2)参照)。

前事業年度(平成30年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	20,873,870	20,873,870	-
(2)顧客分別金信託	20,010	20,010	-
(3)未収委託者報酬	6,332,203	6,332,203	-
(4)未収運用受託報酬	1,725,215	1,725,215	-
(5)未収投資助言報酬	316,407	316,407	-
(6)投資有価証券 その他有価証券	10,616,296	10,616,296	-
(7)長期差入保証金	658,505	658,505	-
資産計	40,542,507	40,542,507	-
(1)顧客からの預り金	84	84	-
(2)未払手数料	2,783,763	2,783,763	-

負債計	2,783,847	2,783,847	-
-----	-----------	-----------	---

当事業年度(平成31年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	13,755,961	13,755,961	-
(2)顧客分別金信託	20,011	20,011	-
(3)未収委託者報酬	6,963,077	6,963,077	-
(4)未収運用受託報酬	1,129,548	1,129,548	-
(5)未収投資助言報酬	285,668	285,668	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	10,829,330	10,829,330	-
(7)長期差入保証金	2,004,451	2,004,451	-
資産計	34,988,051	34,988,051	-
(1)顧客からの預り金	4,534	4,534	-
(2)未払手数料	3,246,133	3,246,133	-
負債計	3,250,667	3,250,667	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### 資産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

#### 負債

(1)顧客からの預り金及び(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
その他有価証券 非上場株式	298	298
合計	298	298
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	10,412,523	10,252,067
合計	10,412,523	10,252,067

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6)その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成30年3月31日)

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	20,873,870	-	-	-
顧客分別金信託	20,010	-	-	-
未収委託者報酬	6,332,203	-	-	-
未収運用受託報酬	1,725,215	-	-	-
未収投資助言報酬	316,407	-	-	-
長期差入保証金	602,360	56,144	-	-

合計	29,870,067	56,144	-	-
----	------------	--------	---	---

当事業年度(平成31年3月31日)

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	13,755,961	-	-	-
顧客分別金信託	20,011	-	-	-
未収委託者報酬	6,963,077	-	-	-
未収運用受託報酬	1,129,548	-	-	-
未収投資助言報酬	285,668	-	-	-
長期差入保証金	54,900	1,949,551	-	-
合計	22,209,168	1,949,551	-	-

(有価証券関係)

1.子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成30年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式10,412,523千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成31年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式10,252,067千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

前事業年度(平成30年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	7,366,669	6,046,232	1,320,437
小計	7,366,669	6,046,232	1,320,437
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	3,249,626	3,315,328	65,701
小計	3,249,626	3,315,328	65,701
合計	10,616,296	9,361,560	1,254,735

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 298千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成31年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	7,545,410	6,613,088	932,322
小計	7,545,410	6,613,088	932,322
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	3,283,920	3,360,000	76,080
小計	3,283,920	3,360,000	76,080
合計	10,829,330	9,973,088	856,242

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 298千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3.事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
532,099	30,980	9,634

当事業年度(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)



(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
728,127	7,247	14,605

## 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、有価証券について160,455千円(関係会社株式160,455千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては子会社株式及び関連会社株式については、当該株式の発行会社の財務状況等を勘案した上で、回復可能性を検討し、回復可能性のないものについて減損処理を行っております。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 確定給付制度

## (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,177,131	3,319,830
勤務費用	285,715	267,362
利息費用	2,922	-
数理計算上の差異の発生額	51,212	3,658
退職給付の支払額	94,727	85,082
過去勤務費用の発生額	-	79,850
退職給付債務の期末残高	3,319,830	3,418,601

## (2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	3,319,830	3,418,601
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	3,319,830	3,418,601

## (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:千円)

	前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
勤務費用	285,715	267,362
利息費用	2,922	-
数理計算上の差異の費用処理額	51,212	3,658
過去勤務費用償却益	-	79,850
その他	182,458	199,849
確定給付制度に係る退職給付費用	419,884	383,703

(注) 1.退職金規程を変更したことに伴い、過去勤務費用償却益79,850千円を特別利益に計上しております。

2.その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

## (4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
--	--------------------------------------	--------------------------------------

割引率	0.000%	0.000%
-----	--------	--------

### 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度147,195千円、当事業年度156,457千円であります。

#### (税効果会計関係)

##### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
退職給付引当金	1,016,532	1,046,775
賞与引当金	492,056	400,242
調査費	90,509	80,983
未払金	60,851	57,192
未払事業税	102,103	54,797
ソフトウェア償却	11,289	17,501
その他	7,903	82,798
繰延税金資産小計	1,781,245	1,740,292
評価性引当額(注)	2,597	51,729
繰延税金資産合計	1,778,648	1,688,563
<b>繰延税金負債</b>		
その他有価証券評価差額金	384,200	262,181
繰延税金負債合計	384,200	262,181
繰延税金資産の純額	1,394,447	1,426,381

(注) 評価性引当額が49,131千円増加しております。この増加の内容は、主として関係会社株式評価損に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

##### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(平成30年3月31日)	(平成31年3月31日)
法定実効税率	30.8%	30.6%
(調整)		
評価性引当額の増減	-	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.9
住民税均等割等	0.1	0.1
所得税額控除による税額控除	1.9	1.4
その他	0.1	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.4	30.5

#### (セグメント情報等)

前事業年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

##### 1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	36,538,981	8,362,118	1,440,233	189,145	46,530,479

## (2) 地域ごとの情報

## 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

## 1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	39,156,499	6,277,217	1,332,888	232,009	46,998,614

## (2) 地域ごとの情報

## 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報  
該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

前事業年度(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	2,761,066	未払 手数料	429,436
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,685,815	未払 手数料	953,752

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

当事業年度(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	2,499,836	未払 手数料	399,447
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,789,062	未払 手数料	1,154,875

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	2,260.87円	1,944.40円
1株当たり当期純利益金額	280.92円	237.15円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、平成30年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	4,955,483	4,183,413
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	4,955,483	4,183,413
期中平均株式数(株)	17,640,000	17,640,000

#### (重要な後発事象)

前事業年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する主要株主間での基本合意について

平成30年5月11日付で当社及び大和住銀投信投資顧問株式会社の主要株主である株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社大和証券グループ本社、三井住友海上火災保険株式会社及び住友生命保険相互会社が、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する基本合意書を締結しました。

当事業年度(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

取得による企業結合

当社は、平成30年9月28日開催の当社取締役会において、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結しました。本合併契約に基づき、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社は、平成31年4月1日付で合併いたしました。

#### 1. 企業結合の概要

##### (1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 大和住銀投信投資顧問株式会社  
事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業等

##### (2) 企業結合を行う主な理由

資産運用ビジネスはグローバルに成長拡大しており、お客さまから求められる運用力やサービスはますます高度化しております。本件合併は、このようなお客さまからのニーズに対応するために、両運用会社の持つ強み・ノウハウを結集した、フィデューシャリー・デューティーに基づく最高品質の運用パフォーマンスとサービスを提供する資産運用会社の実現を図るものであります。

##### (3) 企業結合日

平成31年4月1日

##### (4) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併方式であります。

##### (5) 結合後企業の名称

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

##### (6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)の考え方にに基づき、当社を取得企業としております。

## 2. 合併比率及びその算定方法並びに交付した株式数

## (1)合併比率

大和住銀投信投資顧問株式会社の普通株式1株に対し、当社の普通株式4.2156株を割当て交付いたしました。

## (2)合併比率の算定方法

当社はE Yトランザクション・アドバイザー・サービス株式会社を、大和住銀投信投資顧問株式会社はP w Cアドバイザー合同会社を、合併比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定し、各第三者算定機関による算定結果を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、合併比率について慎重に協議を重ねた結果、合併比率が妥当であると判断し、合意に至ったものであります。

## (3)交付した株式数

普通株式：16,230,060株

## 3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用13,700千円

## 4. 取得原価の配分に関する事項

現時点では確定しておりません。

## (参考)大和住銀投信投資顧問株式会社の経理状況

当該(参考)において、大和住銀投信投資顧問株式会社を「委託会社」または「当社」といいます。

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号。)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第47期事業年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

令和1年6月14日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 浩 司 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 栄 裕 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 大和住銀投信投資顧問株式会社）の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 大和住銀投信投資顧問株式会社）の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と三井住友アセットマネジメント株式会社は、平成31年4月1日付で合併した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) 既記データは監査の対象には含まれていません。

## (1) 貸借対照表

(単位：千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
資産の部		

流動資産			
現金・預金		21,360,895	20,475,527
前払費用		204,460	230,059
未収入金		12,823	4,542
未収委託者報酬		3,363,312	2,923,589
未収運用受託報酬		1,198,432	870,546
未収収益		41,310	38,738
その他		7,553	3,324
流動資産計		26,188,788	24,546,329
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	75,557	225,975
器具備品	1	122,169	95,404
土地		710	710
リース資産	1	7,275	8,108
有形固定資産計		205,712	330,198
無形固定資産			
ソフトウェア		73,887	159,087
ソフトウェア仮勘定		-	6,115
電話加入権		12,706	12,706
無形固定資産計		86,593	177,909
投資その他の資産			
投資有価証券		10,257,600	11,025,039
関係会社株式		956,115	956,115
従業員長期貸付金		1,170	-
長期差入保証金		534,699	534,270
出資金		82,660	82,660
繰延税金資産		1,041,251	1,009,250
その他		-	8,397
貸倒引当金		20,750	20,750
投資その他の資産計		12,852,746	13,594,982
固定資産計		13,145,052	14,103,090
資産合計		39,333,840	38,649,419

(単位：千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	3,143	3,583
未払金	29,207	1,555,486
未払手数料	1,434,393	1,222,461
未払費用	1,287,722	1,203,269
未払法人税等	1,397,293	264,304
未払消費税等	135,042	48,437
賞与引当金	1,263,100	1,007,040
役員賞与引当金	85,600	72,900
その他	23,128	29,455
流動負債計	5,658,632	5,406,939



固定負債		
リース債務	4,698	5,173
退職給付引当金	1,540,203	1,707,062
役員退職慰労引当金	88,050	-
長期未払金	-	204,333
資産除去債務	-	248,260
固定負債計	1,632,952	2,164,829
負債合計	7,291,585	7,571,769

(単位：千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	28,387,042	27,516,774
利益剰余金合計	29,830,773	28,960,505
株主資本合計	31,987,042	31,116,774
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	55,213	39,124
評価・換算差額等合計	55,213	39,124
純資産合計	32,042,255	31,077,650
負債純資産合計	39,333,840	38,649,419

## (2) 損益計算書

(単位：千円)

	第46期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	第47期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
営業収益		
運用受託報酬	5,111,757	4,252,374
委託者報酬	26,383,145	24,415,734
その他営業収益	82,997	66,957
営業収益計	31,577,899	28,735,066
営業費用		
支払手数料	11,900,832	10,708,502
広告宣伝費	93,131	196,206
公告費	-	293
調査費		
調査費	1,637,364	2,076,042
委託調査費	2,959,680	3,032,753

委託計算費	79,120	77,597
営業雑経費		
通信費	42,497	38,715
印刷費	517,371	507,540
協会費	24,374	24,325
諸会費	3,778	1,994
その他	122,930	63,596
営業費用計	17,381,079	16,727,567
一般管理費		
給料		
役員報酬	218,127	217,030
給料・手当	2,809,008	3,002,836
賞与	86,028	48,878
退職金	9,864	2,855
福利厚生費	647,269	638,399
交際費	29,121	38,883
旅費交通費	159,224	153,694
租税公課	199,255	160,817
不動産賃借料	622,807	639,392
退職給付費用	219,724	324,082
固定資産減価償却費	71,624	141,154
賞与引当金繰入額	1,263,100	1,007,040
役員退職慰労引当金繰入額	36,130	102,860
役員賞与引当金繰入額	85,500	72,900
諸経費	901,001	1,011,941
一般管理費計	7,357,787	7,562,768
営業利益	6,839,032	4,444,730
営業外収益		
受取配当金	23,350	35,946
受取利息	199	178
投資有価証券売却益	6,350	45,345
その他	2,831	10,431
営業外収益計	32,732	91,902
営業外費用		
投資有価証券売却損	5,000	4,735
解約違約金	-	982
為替差損	1,784	828
その他	0	410
営業外費用計	6,784	6,956
経常利益	6,864,980	4,529,676
特別損失		
合併関連費用	2	179,376
固定資産除却損	-	4,121
特別損失計	-	183,498
税引前当期純利益	6,864,980	4,346,177
法人税、住民税及び事業税	2,242,775	1,339,010
法人税等調整額	78,014	73,635
法人税等合計	2,164,761	1,412,646
当期純利益	4,700,218	2,933,531

## (3) 株主資本等変動計算書

第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	26,100,773
当期変動額						
剰余金の配当						2,413,950
当期純利益						4,700,218
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,286,268
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	28,387,042

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,544,504	29,700,773	37,917	37,917	29,738,691
当期変動額					
剰余金の配当	2,413,950	2,413,950			2,413,950
当期純利益	4,700,218	4,700,218			4,700,218
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			17,295	17,295	17,295
当期変動額合計	2,286,268	2,286,268	17,295	17,295	2,303,564
当期末残高	29,830,773	31,987,042	55,213	55,213	32,042,255

第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	28,387,042
当期変動額						
剰余金の配当						3,803,800
当期純利益						2,933,531
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	870,268
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	27,516,774

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	29,830,773	31,987,042	55,213	55,213	32,042,255
当期変動額					
剰余金の配当	3,803,800	3,803,800			3,803,800
当期純利益	2,933,531	2,933,531			2,933,531
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			94,337	94,337	94,337
当期変動額合計	870,268	870,268	94,337	94,337	964,605
当期末残高	28,960,505	31,116,774	39,124	39,124	31,077,650

## 注記事項

## (重要な会計方針)

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法
- (1) 子会社株式及び関連会社株式  
総平均法による原価法を採用しております。
- (2) その他有価証券  
時価のあるもの  
決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は総平均法により算出し、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）を採用しております。  
時価のないもの  
総平均法による原価法を採用しております。
- 2.固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物 2～30年  
器具備品 4～15年  
(会計上の見積りの変更)  
当事業年度において、当社と三井住友アセットマネジメント株式会社（以下「SMAM」）との間で合併契約を締結したことに伴い、将来利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。  
これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ15,534千円減少しております。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 3.引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金  
従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。 これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。
(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づき事業年度末における要支給額を計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」504,497千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,041,251千円に含めて表示しております。

## (追加情報)

当社は、平成31年3月22日開催の臨時株主総会において、退任となる取締役及び監査役に対して、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で役員退職慰労金を支給することを決議しました。

これに伴い、当事業年度において役員退職慰労引当金184,610千円を長期未払金に振り替えております。

## (貸借対照表関係)

第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
1.有形固定資産の減価償却累計額	1.有形固定資産の減価償却累計額
建物 465,964千円	建物 556,889千円
器具備品 266,621千円	器具備品 297,262千円
リース資産 8,719千円	リース資産 12,584千円

## (損益計算書関係)

第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
-	2. 合併関連費用は、主に目論見書等の一斉改版費用及び当社とSMAMとの合併に関する業務委託費用であります。

## (株主資本等変動計算書関係)

第46期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合計	3,850	-	-	3,850

(単位:千株)

## 2.配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,413,950	627	平成29年3月31日	平成29年6月24日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通 株式	2,348,500	利益 剰余金	610	平成30年3月31日	平成30年6月23日

第47期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

## 1.発行済株式に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合計	3,850	-	-	3,850

## 2.配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通株式	2,348,500	610	平成30年3月31日	平成30年6月23日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成31年3月22日 臨時株主総会	普通 株式	1,455,300	利益 剰余金	378	平成31年3月31日	令和1年6月25日

## (金融商品関係)

## 1.金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。

これらの債権は、全て1年以内の債権であり、そのほとんどが信託財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。

未収入金は、当社より他社へ出向している従業員給与等であり、1年以内の債権であります。

投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に係る再委託手数料、及び業務委託関連費用であります。

これらの債務は、全て1年以内の債務であります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

なお、デリバティブ取引については行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

## 2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません(注2)を参照ください)。

第46期(平成30年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	21,360,895	21,360,895	-
(2) 未収委託者報酬	3,363,312	3,363,312	-
(3) 未収運用受託報酬	1,198,432	1,198,432	-
(4) 未収入金	12,823	12,823	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	10,206,465	10,206,465	-
資産計	36,141,929	36,141,929	-
(1) 未払手数料	1,434,393	1,434,393	-
(2) 未払費用(*)	959,074	959,074	-
負債計	2,393,468	2,393,468	-

(\*) 金融商品に該当するものを表示しております。

第47期(平成31年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	20,475,527	20,475,527	-
(2) 未収委託者報酬	2,923,589	2,923,589	-
(3) 未収運用受託報酬	870,546	870,546	-
(4) 未収入金	4,542	4,542	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	10,979,968	10,979,968	-
(6) 長期差入保証金	524,592	524,592	-
資産計	35,778,767	35,778,767	-
(1) 未払手数料	1,222,461	1,222,461	-
(2) 未払費用(*)	807,875	807,875	-
負債計	2,030,337	2,030,337	-

(\*) 金融商品に該当するものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

- (6) 長期差入保証金

敷金の性質及び賃貸借契約の期間から、時価は当該帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 未払手数料、及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	第46期(平成30年3月31日)	第47期(平成31年3月31日)
(1) その他有価証券 非上場株式	51,135	45,071
(2) 子会社株式 非上場株式	956,115	956,115
(3) 長期差入保証金	534,699	9,677

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、(1) その他有価証券の非上場株式については2.(5) 投資有価証券には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

第46期(平成30年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	21,360,895	-	-	-
未収委託者報酬	3,363,312	-	-	-
未収運用受託報酬	1,198,432	-	-	-
未収入金	12,823	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	1,923,400	373,466	657,576	-
合計	27,858,863	373,466	657,576	-

第47期(平成31年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	20,475,527	-	-	-
未収委託者報酬	2,923,589	-	-	-
未収運用受託報酬	870,546	-	-	-
未収入金	4,542	-	-	-



投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	151,249	2,135,802	761,441	-
長期差入保証金	-	524,592	-	-
合計	24,425,455	2,660,395	761,441	-

## (有価証券関係)

## 1.子会社株式

第46期(平成30年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

第47期(平成31年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2.その他有価証券

第46期(平成30年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	2,522,495	2,276,821	245,674
小計	2,522,495	2,276,821	245,674
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	7,683,969	7,850,063	166,093
小計	7,683,969	7,850,063	166,093
合計	10,206,465	10,126,884	79,580

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 51,135千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第47期(平成31年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	2,207,351	1,967,041	240,309
小計	2,207,351	1,967,041	240,309
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	8,772,616	9,069,317	296,700
小計	8,772,616	9,069,317	296,700
合計	10,979,968	11,036,359	56,391

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 45,071千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3.当事業年度中に売却したその他有価証券

第46期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	398,350	6,350	5,000

第47期（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	1,433,609	45,345	4,735

## （退職給付関係）

## 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

## 2.簡便法を適用した確定給付制度

## （1）簡便法を採用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	第46期 （自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）	第47期 （自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）
退職給付引当金の期首残高	1,482,500	1,540,203
退職給付費用	147,235	248,717
退職給付の支払額	105,520	61,499
その他	15,987	20,359
退職給付引当金の期末残高	1,540,203	1,707,062

（注）前事業年度のその他は、転籍者の退職給付引当金受入れ額であります。

当事業年度のその他は、主に長期未払金への振り替えであります。

## （2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	第46期 （平成30年3月31日）	第47期 （平成31年3月31日）
積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
非積立型制度の退職給付債務	1,540,203	1,707,062
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,540,203	1,707,062
退職給付引当金	1,540,203	1,707,062
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,540,203	1,707,062

## （3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 第46期 147,235千円 第47期 248,717千円

## 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第46期は72,489千円、第47期は75,365千円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	第46期 （平成30年3月31日）	第47期 （平成31年3月31日）
繰延税金資産		
未払事業税	71,030	23,058
賞与引当金	386,761	308,355
社会保険料	30,549	27,751
未払事業所税	4,247	4,370
退職給付引当金	471,610	522,702
資産除去債務	-	77,318
投資有価証券	67,546	65,422
ゴルフ会員権	11,000	11,000
役員退職慰労引当金	26,961	-
その他有価証券評価差額金	-	17,266
その他	74,458	83,141
繰延税金資産小計	1,144,165	1,140,388
評価性引当額	78,546	76,422
繰延税金資産合計	1,065,618	1,063,965
繰延税金負債		
建物	-	54,715
その他有価証券評価差額金	24,367	-
繰延税金負債合計	24,367	54,715
繰延税金資産の純額	1,041,251	1,009,250

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第46期 （平成30年3月31日）	第47期 （平成31年3月31日）
法定実効税率	-	30.62%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.80%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	0.09%
特定外国子会社等課税対象金額	-	1.99%
税額控除	-	0.64%
その他	-	0.36%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	32.50%

（注）前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

主として本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等であります。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

当該契約に基づく退去予定期限までの期間を使用見込期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積り額を計上しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、主として本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等について合理的な見積りが可能となったことから、「(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法」に記載の算定方法に則り、資産除去債務の金額を計算しております。資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

(単位：千円)

	第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
期首残高	-	-
見積りの変更による増加額	-	248,260
期末残高	-	248,260

(セグメント情報等)

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第46期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	26,383,145	5,111,757	82,997	31,577,899

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第47期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計

外部顧客からの営業収益	24,415,734	4,252,374	66,957	28,735,066
-------------	------------	-----------	--------	------------

## 2.地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

## 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## ( 関連当事者との取引 )

第46期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

## 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	3,987,525	未払手数料	573,578
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	1,969,101	未払手数料	273,241

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

第47期(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)

## 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	4,328,153	未払手数料	540,879

その他の関係会社の子会社	株式会社 三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	1,465,685	未払手数料	228,197
--------------	----------------	---------	--------	-----	---	-------------------	---------------------	-----------	-------	---------

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

(1株当たり情報)

	第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	8,322円66銭	8,072円12銭
1株当たり当期純利益金額	1,220円84銭	761円96銭

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
当期純利益(千円)	4,700,218	2,933,531
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	4,700,218	2,933,531
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,850	3,850

(重要な後発事象)

当社は、平成30年9月28日付で締結した、S M A Mとの合併契約書に基づき、当社を消滅会社とし、S M A Mを存続会社とする吸収合併方式により、平成31年4月1日付で合併いたしました。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の

当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

- 二 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記八、二に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

### イ 定款の変更、その他の重要事項

#### (イ) 定款の変更

- a. 2018年11月1日付で、発行可能株式総数を変更する定款の変更を行いました。
- b. 2019年4月1日付で、取締役の員数の上限を変更する等の定款の変更を行いました。

#### (ロ) その他の重要事項

三井住友アセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、商号を三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に変更しました。

- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実該当ありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1)受託会社

名称	資本金の額（百万円） 2019年3月末現在	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）の概要>

- ・資本金：51,000百万円（2019年3月末現在）
- ・事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

- ・再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

## (2)販売会社

名称	資本金の額（百万円） 2019年3月末現在	事業の内容
十六TT証券株式会社（注）	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000	
西日本シティTT証券株式会社	3,000	
ほくほくTT証券株式会社	1,250	
ワイエム証券株式会社	1,270	

(注)十六TT証券株式会社の資本金の額は、2019年6月3日現在です。

## 2【関係業務の概要】

### (1)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

### (2)販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

## 3【資本関係】

(持株比率5%以上を記載しています。)

該当事項はありません。

## 第3【参考情報】

当計算期間において、本ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり関東財務局長宛に提出しております。

書類名	提出年月日
臨時報告書	2018年10月5日
臨時報告書	2018年10月5日
有価証券届出書	2018年10月25日



有価証券報告書	2018年10月25日
有価証券届出書	2019年3月15日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年3月29日
半期報告書	2019年4月26日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年4月26日

## 独立監査人の監査報告書

令和1年6月14日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小澤陽一 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 菅野雅子 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 三井住友アセットマネジメント株式会社）の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 三井住友アセットマネジメント株式会社）の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と大和住銀投信投資顧問株式会社は、平成31年4月1日付で合併した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

令和1年9月6日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNBマルチ戦略ファンドの平成30年8月2日から令和1年8月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NBマルチ戦略ファンドの令和1年8月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。